

再発防止対策の実施状況について（2回目）

当社はこのたび、発電設備に関する不適切な事案の「再発防止対策」について、本年度上期末時点の実施状況を取りまとめましたのでお知らせします。

これは、「再発防止対策」の実施状況について客観性、透明性を高めるため、定期的に開催する当社「企業倫理委員会」への報告にあわせて公表することとしているもので、前回8月9日に続き2回目となります。

当社としては、再発防止対策に関して企業倫理委員会から寄せられたご意見等について、適切に施策へ反映させるよう真摯に検討を行うとともに、自らも見直しを行いながら、効果的な再発防止に向けて取り組みを進めてまいります。

再発防止対策の実施状況の概要（平成19年度上期末現在）

施策の8割以上が実行に移され、ほぼ計画どおりに進捗しています。

【再発防止対策の実施状況総括表】（ ）内は、前回公表時からの増減

区 分	全社共通	設備別			合 計
		水力設備	火力設備	原子力設備	
検討中	7	(7) 2	(5) 0	(3) 0	(15) 9
実施中	(1) 7	(+6) 1 4	(+5) 1 7	(+3) 8	(+13) 4 6
完了済	(+1) 4	(+1) 1	0	0	(+ 2) 5
合 計	1 8	1 7	1 7	8	6 0

【主な施策の実施状況】

・全社共通施策

項 目	概 要（実施日）
企業倫理委員会の機能強化 （完了）	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回企業倫理委員会開催(8/8) ・社外委員からの発言内容の取り扱いを明確化 (10/1運用開始)

・既に完了し、お知らせ済みの施策

コンプライアンス経営推進宣言，内部通報制度の充実，保安規程の変更

なお，コンプライアンス強調月間の実施についても，10/31にお知らせ済みです。

・設備別施策

項 目	概 要 (実施日)
QMS 高度化計画の実施 【原子力】 (品質マネジメントシステム)	<ul style="list-style-type: none"> ・各種業務の実効性を高める方策を検討(8/31完了) ・方策を社内要領(QMS文書)に定め, 試行(8/28開始)
良好なコミュニケーション と明るい職場創り 【原子力】	<ul style="list-style-type: none"> ・安全文化醸成 e - ラーニングを実施(9月開始) ・他の電力会社を調査し, 良好事例を計画へ反映(9/21)
国からの行政処分に関する 取り組み 【原子力】	<ul style="list-style-type: none"> ・国の変更命令に基づく保安規定変更(8/31認可) ・法令改正に伴う保安規定変更(9/28申請)
法令遵守を徹底する業務教育の実施 【水力】	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職を対象とした特別研修を実施(9/27完了)
法令遵守が出力確保に優先 することを行動指針として 徹底 【火力】	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・ハンドブックを新たに作成し, 火力部門全員に配布(9/7)

以 上

(参考) 再発防止対策の具体的行動計画

[分冊] 原子力発電設備に関する再発防止対策の概要

再発防止対策の具体的行動計画

1. 全社共通	1
2. 水力発電設備	7
3. 火力発電設備	10
4. 公 表	13

分冊：原子力発電設備に関する再発防止対策の概要

以 上

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

一凡 例一
 ▽□: 計画, ▼■: 実績

【不正をしない意識・正す姿勢】

項目	再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規 充実 拡充	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度												平成20年度		備考 (原子力安全・ 保安院の今後の 対応)
							上期						下期						上期	下期	
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
不正をしない 意識・正す 姿勢	コンプライア ンス教育の 充実	○経営層等を対象とした研修の充実			○ 研修実施の都度、アンケートにより効果を評価する。	CSR推進部門	経営層 グループ企業 トップ コンプライア ンス推進責 任者(事業所 長クラス)													▽ 研修実施・評価 詳細 ▽ 研修実施・ 評価	
		○職場展開のための研修の充実			○ 研修実施の都度、アンケートにより効果を評価する。 職場での研修実施後、CSR推進部門へ実施結果の報告を求める。 社員意識調査を毎年実施し、推進役によるコンプライアンス推進への取り組み姿勢および社員への意識浸透度を評価する。	CSR推進部門	コンプライア ンス推進役 (事業所副所 長クラス)													▽ 研修実施・評価 事業所での展開 社員意識調査	
					○ 社員意識調査を毎年実施し、社員への意識浸透度を評価する。		全社														▽ 研修実施・ 評価 社員意識調査

再発防止対策の具体的行動計画【水力※¹】

一凡例一
▽□：計画、▼■：実績

【水力発電設備】

項目	再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規 充実 拡充	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度												平成20年度		備考 (原子力安全・ 保安院の今後の 対応)			
							上期						下期						上期	下期				
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
不正をさせない業務運営	○階層別教育項目の追加	階層別教育に今回の不適切な事案を踏まえた届出等の実務内容および法令遵守の徹底を織り込み ①研修計画へ事案織り込み ②階層別教育での実務者を対象とした研修	○	階層別教育時に「届出等の実務内容および法令遵守の徹底」について浸透状況をアンケート・理解度テスト等で確認する。その結果をもとにOJT・技術力強化計画に織り込む。	流通事業本部 情報通信部門 事業支援部門	水力部門	①研修計画へ事案織り込み ②階層別教育での実務者を対象とした研修(6/26から実施中)																(23)	
	○特別研修	今回の不適切な事案に関する経緯、原因および再発防止策について周知し、グループ討議	○	今回の不適切事例についての再発防止策の徹底について、研修後のアンケートで確認する。	流通事業本部 情報通信部門 事業支援部門	水力部門	②流通事業本部・情報通信部門研修(4/12~9/27)																	
	○電気を専門とする業務管理者への知識習得支援	電気を専門とする業務管理者への知識習得支援	○	電気を専門とする業務管理者との意見交換での対話で支援状況を確認する。支援が不十分であれば、個別の支援方法を計画する。	流通事業本部 事業支援部門	水力部門	①教育資料やeラーニング等により知識習得の支援(6/4から実施中) ②意見交換																	
	委託業務の適正性確保	○法令に基づく検査業務について、業務の適法・適正性を確保するためのルール整備						▼設定完了(6/20ルール設定)																
		委託先は、調査・設計に係わる数値の原データを調査・設計後速やかに提出	①対象業務の洗い出し ②ルール等検討	○	ルール設定期限(H19年9月末)で評価する。その後のルール運用状況については、内部チェック時に確認し、継続的にルールの改善を行う。	流通事業本部 事業支援部門	水力部門	①対象業務洗い出し ▼ばい検測定設定【内燃力】 ▼土木関係計測業務設定 ②ルール等検討																
		社員は現地立会した際、現地データを記録・確認するとともに、委託先から提出される報告データとクロスチェック	①業務の適法・適正性の確認	○	現地立会時の記録・確認実施状況については、内部チェック時に実施結果・クロスチェック結果を確認する。	流通事業本部 事業支援部門	水力部門	①業務の適法・適正性の確認(4/25から実施中)																
○牽制機能を導入・徹底	社員による現地確認検査等の実施	①ルール等(現地検査・委託先固定化の見直し)検討 ②ルールに基づく現地確認検査	○	現地検査実施状況については、内部チェック時にルールに基づき実施されているかを確認する。	事業支援部門	水力部門	①ルール等検討 ②ルールに基づく現地確認検査																	

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

一凡 例一
 ▽□:計画, ▼■:実績

【火力発電設備】

項目	再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規 充実 拡充	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度												平成20年度		備考 (原子力安全・ 保安院の今後の 対応)
							上期						下期						上期	下期	
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
不正を隠さない 仕組み・企業 風土づくり	悩みを言い 出せる企業 風土・職場 風土づくり	○本社に技術的相談が出来る部署を設置(対策済)																			
		本社に品質管理担当、環境管理担当を設置 a. 現場の技術相談窓口として品質管理担当・環境管理担当の設置および業務内容の周知(H19.2実施済み) b. 社外情報・法令改正情報の発信、他社・他産業から得られた教訓的確な反映、技術情報の収集・発信	○	両担当の果たしている役割について、アンケートにより意見、要望を聴取し、機能が不十分であれば、意見要望を反映し、充実を図る。	電源事業本部 (火力)	火力部門															
		○行政とのコミュニケーションの充実																			
		情報提供、相談等による行政とのコミュニケーションの確立 a. 平常時においては、業務運営に関する情報提供や意見交換等のコミュニケーションを通じた行政との信頼関係の構築 b. 異常発生時における報告・連絡体制の確認 c. 適切な業務推進のため積極的な相談	○	行政とのコミュニケーション状況について、情報交換件数を整理する。	電源事業本部 (火力)	火力部門															
不正をさせない 業務運営	コンプライアンス最優先の視点を踏まえたルール の明確化・マニュアル 類の見直し	○コンプライアンス最優先の業務運営の徹底																			
		「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを徹底	○	業務運営実施状況を四半期ごとにヒアリング等で確認する。	電源事業本部 (火力)	火力部門															
		○品質管理システムの見直し																			
		コンプライアンスの観点立った品質管理の見直し a. 法律に立脚していることの明確化(今回の不具合事案を反映) b. あいまいな表現の排除(都合解釈のきかないものにする) c. 上位管理職を含めた教育・訓練の充実	○	今回の不具合事案が是正されるシステムになっているか、確認する。(本社品質管理担当が確認)	電源事業本部 (火力)	火力部門															
		○環境管理システム(EMS)の見直し																			
		環境方針の見直しおよび内部監査の充実 a. 環境方針の見直し b. 環境側面の抽出、著しい環境側面の追加登録(H19.1実施済み) c. 法的およびその他要求事項について基準値を追記(H19.1実施済み) d. 内部、外部監査等についてシステム中心から環境管理の実施内容も重点に監査 e. 関係者に対する環境管理勉強会の開催(4回/年)(H18年度第1回実施:H19.2)	○	発電所内部監査により実施状況を確認する。	電源事業本部 (火力)	火力部門															
		○法令説明・解釈集の作成および業務要領書等の見直し、充実																			
		関係法令や協定等の説明・解釈集の作成および業務要領書の点検見直し a. 業務フローに沿った法令説明・解釈集の作成 ・業務に関する法令や協定等を洗い出した説明・解釈集の作成および法令改正レビューの確実実施 b. 業務要領等の見直し、充実 ・各発電所で使用している業務要領書を洗い出し、今回の不適切事案に関して業務要領書の必要なものを整備(関係法令の記載)	○	毎年、法令説明・解釈集、要領書の使い勝手や手続き不備の有無等についてレビュー。(発電所)	電源事業本部 (火力)	火力部門															



原子力発電設備に関する再発防止対策の概要

1

再発防止対策および行動計画の全体像

分冊

再発防止対策(アクションプラン:AP)の行動計画※	
AP1. QMS(※)高度化計画の実施 (1)総括組織のあり方検討 ◎(3)文書、活動のスリム化	◎(2)QMS文書の変更 ◎(4)適度な予防保全の実施
AP2. 確実な予防保全の実施 (1)保全プログラムのレビュー (3)要員の教育訓練	(2)設計・開発、調達改善 ◎(4)適度な予防保全の実施
AP3. 確実な不適合管理、是正処置、予防処置の実施 ◎(1)不適合管理システム検討	◎(2)根本原因分析の的確な実施
AP4. 効果的なマネジメントレビュー(MR)の実施 ◎(1)MRのシステム構築 ◎(3)品質方針の改正	◎(2)効果的MRの実施 ◎(4)内部監査のあり方
AP5. 良好なコミュニケーションと明るい職場創り ◎(1)内部コミュニケーションの改善 ◎(3)情報共有ルールの明確化	◎(2)外部コミュニケーションの改善 ◎(4)安全文化醸成施策の実施
AP6. 各種教育・訓練の充実、技術伝承による人材育成 ◎(1)QMS教育の改善 ◎(3)技術継承施策の実施	◎(2)QMS活動の支援
AP7. 調達管理の改善 (1)協力会社とのコミュニケーション方策改善 (3)調達管理要領書の見直し	◎(2)中央大における動向把握 (4)根本原因分析による仕様書見直し ◎(5)保安の措置のために購すべき措置の追加 ◎(6)委託における検査業務の適正性を確保するためのルールの設定
AP8. 国からの行政処分に関する取組み ◎(1)原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備 ◎(2)保安規定の変更(7月31日まで) (3)検査制度の見直しに対する対応	◎(4)直近の定期検査における特別な検査への対応 ◎(5)特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督への対応 ◎(6)解御神引き抜け等の報告義務化 ◎(7)原子力発電施設の保安検査の結果の公開

※行動計画は見直しすることがある。
題記の再発防止対策(アクションプラン)と具体的な行動計画は左記の通り。

(凡例) 9月末の状況
★○、◎付は一部実施中を示す
◎下線の項目は7月末以降に実施した対策を示す。
★水色字の行動計画:
QMS高度化活動から抽出した対策
★赤字の行動計画:
発電設備の点検結果を報告し、保安院の指示により実施する対策

※QMS
Quality Management Systemの略。一般に用いられている品質マネジメントシステム(ISO9001)の考え方を原子力部門に適用したものを示す。

3

再発防止対策の検討・評価体制



原子力品質マネジメントシステム検討委員会(QMS検討委員会)

委員長：社長 副委員長：電源事業本部長(副社長)、審査部門長(副社長)
委員：電源事業本部副本部長、事業支援部門長、エネルギー事業部門長、
電源事業本部部長(原子力、原子力建設、燃料、総括)、
エネルギー事業部門部長(資材)、事業支援部門部長(原子力土木、建築)、
審査部門部長(原子力監査)、島根原子力発電所長、島根原子力建設所長

指示 ↓ ↑ 報告

原子力品質マネジメントシステム検討チーム(QMS検討チーム)

主査：電源事業本部部長(原子力) 副主査：島根原子力発電所長
メンバー：電源事業本部(原子力、原子力建設、燃料)
エネルギー事業部門(資材)、事業支援部門(原子力土木)
審査部門、島根原子力発電所、島根原子力建設所

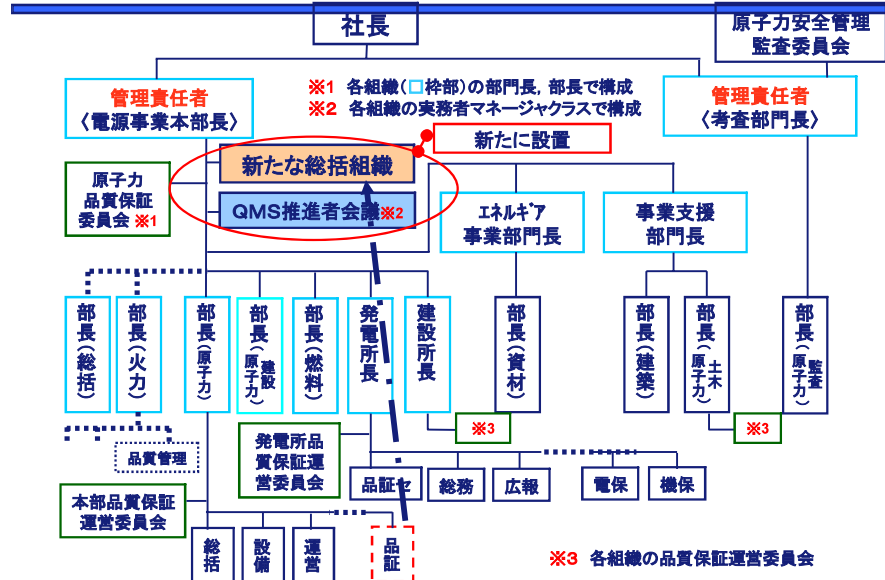
再発防止対策の主要実施内容管理表 (AP1(1))

5

項目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
1(1) 総括組織のあり方検討 ・総括組織の設置 ・組織間の連携強化施策の検討	<ul style="list-style-type: none"> 各組織(本部, 発電所, 原子力土木等)を横断的に総括する仕組みがない。 各組織の手順書に不整合があり, 連携が取れていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 電源事業本部長のもとに各組織を横断的に総括する組織を設置する。 各組織の連携を強化するため, 実務者によるQMS推進者会議を設置する。 	組織全体としてQMSを改善する。	<ul style="list-style-type: none"> 新たな総括組織と現行品質保証組織間で責任と権限, 役割分担を明確にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行組織と変更案との得失評価を実施する。 新組織移行後に仕組みの有効性評価を行う。

AP1(1) 総括組織の検討(品質保証体制の改善)

6



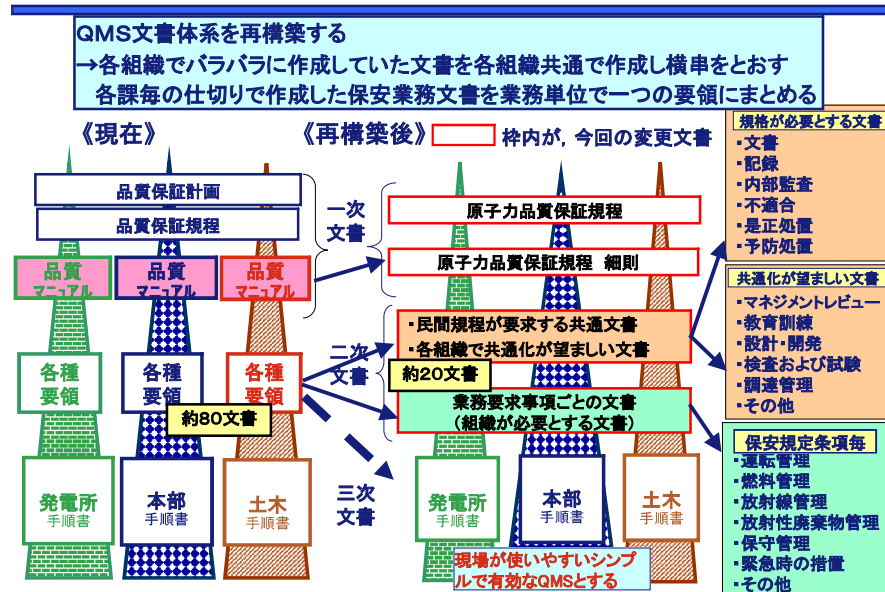
再発防止対策の主要実施内容管理表 (AP1(2),(3))

7

項目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
1(2) QMS文書の変更(3) 文書・活動のスリム化(※) ※QMSのムダ・ムリをなくす活動	<ul style="list-style-type: none"> 各組織の手順書に不整合があり, 組織全体の統一的管理ができない。 品質マニュアルと実務で使用する文書に不整合(2重帳簿)がある。 現場が使いやすいシンプルで有効なQMSになっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間規格(JEAG4121)を念頭に置いた文書体系を再整備する。 現状の不整合を改善し, 現場が使いやすいQMSを構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各組織間でバラツキのない統一されたQMS活動が実施できる。 現場が使いやすいQMSとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> QMS文書変更案を作成。課題を文書に織り込み。 試行・検証を完了。今後, 試行・検証時の意見を踏まえて修正, 教育する必要がある。 	

AP1(2) QMS文書の変更, (3)スリム化

8



AP1(2) QMS文書の変更 (試行・検証計画(1))

1. 目的 策定した文書が、当初の目的とおり有効に策定されており、かつその文書によって業務がスムーズ実施できることを確認する。
2. 実施時期 平成19年8月下旬～9月末(当初予定)
3. 体制 プロジェクトが中心となり計画を推進するが、試行・評価は、プロジェクト以外の関係者が行う。また、第3者機関による外部の評価を加える。
4. 実施方法 確認するポイントとして6項目を定め、JEAG設計・開発のプロセスを準用し3つの段階に振り分けて実施する。

5. 確認のポイント及び準用するプロセス(方法)

a.システム構築の方向性が理解され、合意形成されていること	→	①レビュー (方向性の最終確認)
b.JEACの記載と齟齬のないこと、JEAGのshall事項が適切に取り込まれていること		②検証 (記載の確認)
c.保安検査指摘事項等の課題が改善されていること		③妥当性確認 (シミュレーション)
d.一次文書、二次文書のインターフェース・整合性が取れていること		
e.現場の運営が本文書とおりに廻ること		
f.現場にとって分かりやすく使い易いこと		

AP1(2) QMS文書の変更 (試行・検証計画(2))

① レビュー(方向性の確認・合意形成)

各リーダーが主要な項目(基本的な方針、従来との変更点)について発電所・建設所各課長および関係各組織の関係者に説明を行い合意を得る。

(形態:説明会の開催)

② 検証(記載の確認)

作成者以外の者が内容を理解できるか、表現は適切か、過不足はないかを確認する。

外部の機関を活用し、JEAC、JEAG及び課題一覧と要則案を対比してチェックする

(形態:文書審査)。

③ 妥当性確認(シミュレーション)

業務を実際に行う担当が現在実施している方法と二重で処理を行い、現場の運営作成した文書により実際の業務がムリなく運営できること、新しいプロセスによりインプットから適切なアウトプットが出ることを確認する。

(形態:仮想的な業務の実施)

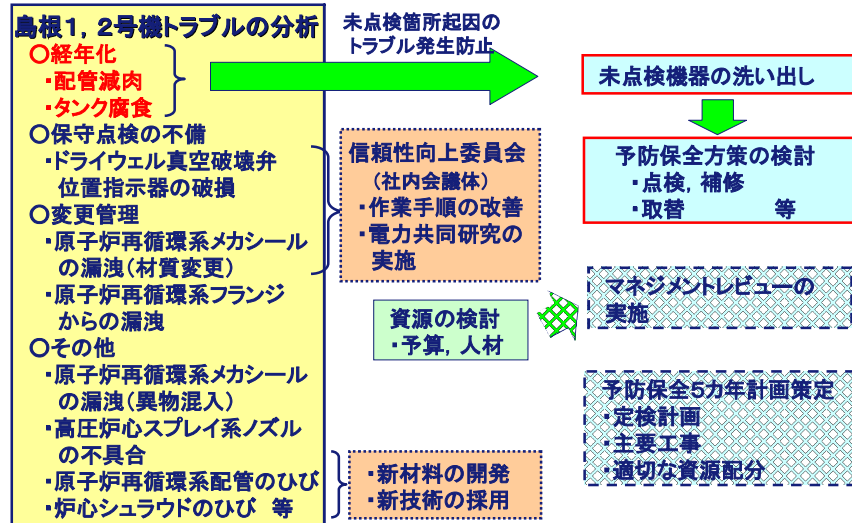
AP1(2) QMS文書の変更 (試行・検証結果の概要)

○8月28日～10月9日にかけて、延べ322名参加して実施			
○方向性の変更を伴うような大きなコメントはなく、使用可能であることを確認			
	① レビュー (方針説明と合意形成)	② 検証 (ISMによるチェック)	③ 妥当性確認 (シミュレーション)
実施期間	8月28日(火)～9月7日(金) 9月18日(火)	9月14日(金) 10月9日(火)	9月20日～10月9日
実施部署 および人数	電源事業本部 事業支援部門 エネルギー事業部門 発電所、建設所 計205名(延べ人数)	電源事業本部 発電所、建設所 計21名(延べ人数)	電源事業本部 事業支援部門 エネルギー事業部門 発電所、建設所 計96名(延べ人数)
実施項目	細則および各要領類の 方針説明	JEAC4111適合性 JEAG4121, 課題反映 チェック	各項目シミュレーション 計14パターン
主なコメント	「細則」: 建設所、上関などの適用範囲、 業務について、不明確な箇所が ある。	「文書・記録」: 三次文書の管理において レビュー等不明確な部分 がある。	「予防処置」: 承認者が部所長で、動きが 悪い。グレード分で課長に も承認権限もたせたい。

再発防止対策の主要実施内容管理表(AP2(4))

項目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己 評価
	現状	変更案			
2(4) 確実な予防保 全の実施	保守点検に関係する トラブルが発生し、定期検 査期間の延長が続いてい る。 今後、経年化によるトラ ブルが発生する可能性が 高くなると想定される。 トラブルの原因として、 資源の投入不足も要因の 1つとして挙げられる。	・経年化によるトラブル の防止策として、未点 検機器の抽出を実施 し、これらの予防保全 対策を策定する。 ・洗い出しと平行して、 必要な資源を検討す る。 ・適切な資源配分を考 慮しながら、必要な保 全工事の5カ年計画を 策定し、確実な予防保 全工事を実施し、トラブ ルの未然防止を図る。	・点検計画の充実 が図れる。 ・高経年化に対応で きる。 ・トラブルの未然防 止を図ることができる。	・必要な資源獲得の ために、保全の規 模、必要性などの詳 細検討が必要。	

AP2(4) 確実な予防保全の実施

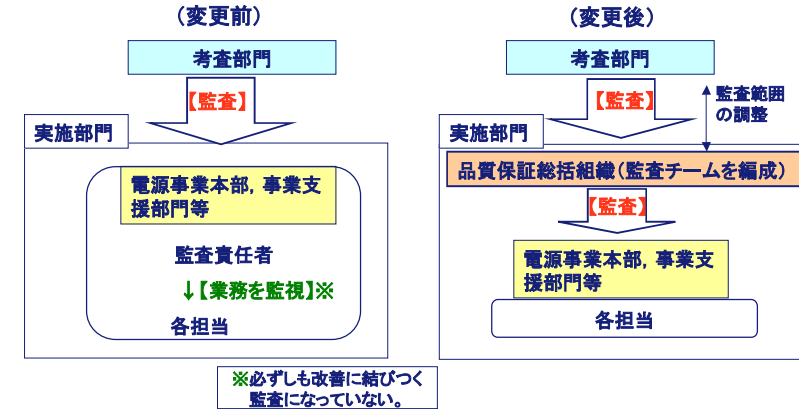


再発防止対策の主要実施内容管理表 (AP4)

項目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
4(4) 内部監査のあり方	<ul style="list-style-type: none"> 実施部門による内部監査を実施しているが、現実には必ずしも改善に結びつく監査になっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質保証総括組織が監査チームを編成し、内部監査を実施する。 計画策定時に実施部門と監査部門で実施する監査範囲を調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> 規程への適合性確認だけでなく、業務の有効性、効率の改善につながる。 QMS活動を推進できる人材の育成。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施部門の監査員の力量向上のため、監査員を養成する。 	

AP4(4) 内部監査のあり方

- 品質保証総括組織が監査チームを編成し、**内部監査**を実施する。
- 計画策定時に実施部門と監査部門で実施する監査範囲を調整。すみ分けを明確にし、有効で効果的な監査を実施する。

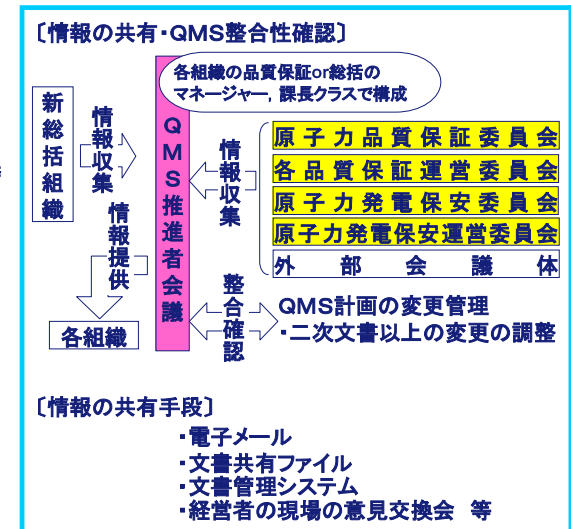


再発防止対策の主要実施内容管理表 (AP5)

項目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
5(1) 内部コミュニケーションの改善	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力品質保証規程で「原子力品質保証委員会」を、各組織の品質マニュアルで「各組織の品質保証運営委員会等」を内部コミュニケーションとして規定している。 ○各委員会の情報共有が十分にできていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員会を組織全体の内部コミュニケーションとして規定する。 ・各委員会の横串機能としてQMS推進者会議を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整合性のとれたQMS活動期待できる情報の選定が重要。 ・QMS推進者会議を新設し、QMS活動の横串を通す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共用すべき有効な情報の選定が重要。 	

AP5(1) 内部コミュニケーションの改善

- (変更前)
- 原子力品質保証規程に「原子力品質保証委員会」を規定
 - 各組織マニュアルに「各委員会」を規定
- (変更後)
- 細則・要則に「原子力品質保証委員会」および「各委員会」を規定
 - 横串機能として「QMS推進者会議」を設置
 - 要則を制定

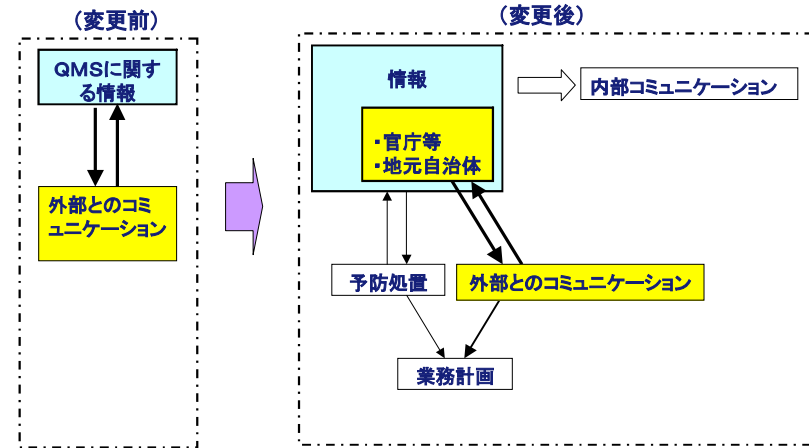


AP5(2) 外部コミュニケーションの改善

項目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
5(2) 外部コミュニケーションの改善	<ul style="list-style-type: none"> 外部の情報についてどこから、どの情報を入力し、それをどのように処理、活用するかというシステムがない。 NISA文書等の外部文書を本部・発電所とも十分に咀嚼していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部とのコミュニケーション対象(官庁、地元自治体)を明確にし、情報の入手、対策案の策定・実施、報告の基本手順を定めた「外部コミュニケーション要則」を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部コミュニケーション対象を明確にし、活用方法が明確になる。 NISA文書等の外部文書を本部・発電所とも十分に咀嚼し共有できるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 各組織が入手している情報、入手すべき情報の棚卸を行い、確実に処理・活用する手順を策定する。 	

AP5(2) 外部コミュニケーションの改善

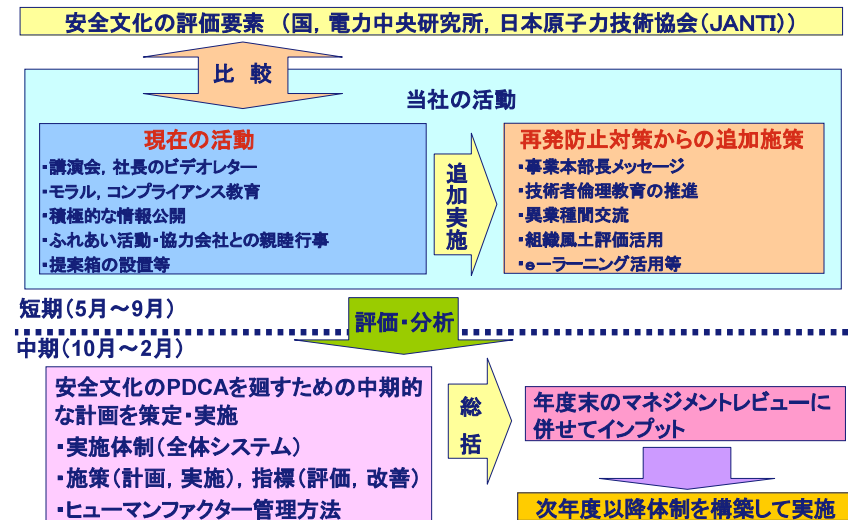
外部とのコミュニケーション対象(官庁、地元自治体)を明確にし、情報の入手、対策案の策定・実施、報告の基本手順を定めた「外部コミュニケーション要則」を整備する。



再発防止対策の主要実施内容管理表(AP5)

項目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
5(4) 安全文化醸成施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 過去事案の反映として、安全文化醸成施策を実施しているが、PDCAを廻してはいない。 発電設備総点検での不適切な事案についての要因分析より「コンプライアンス意識の不足」 「工程優先等経済性重視の考え方」 「法令・保安規定に対する判断・遵守に対する考え方」等に問題があるとの評価が出ている。 また、根本原因分析結果からも同じ趣旨の結果が出ている。 	<ul style="list-style-type: none"> 追加施策から速やかに実施していく取組みを選定し実施。 国が整備中の安全文化ガイドラインにおける安全文化醸成の取組みを把握する14の項目に当社の活動を照らして、不足している安全文化要素を整理。 他社の良好事例等を参考にして、中期的な活動計画の明確化、追加施策の策定・実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全文化が醸成されることにより、「安全最優先」の意識が全員に浸透し、保安規定申請はもとより、不測の事態においても適切な対応が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> H19年9月末までに、安全文化醸成のための体制を整備し、保安規定申請が必要 	

AP5(4) 安全文化醸成施策の実施 (全体フロー)



AP5(4) 安全文化醸成施策の実施 (短期の活動)

短期の活動: 当社の現状の評価及び早期実施する追加施策

⇒ 当社の状況を国などの評価項目に照らしてチェック

再発防止対策からの追加施策

対応する評価項目

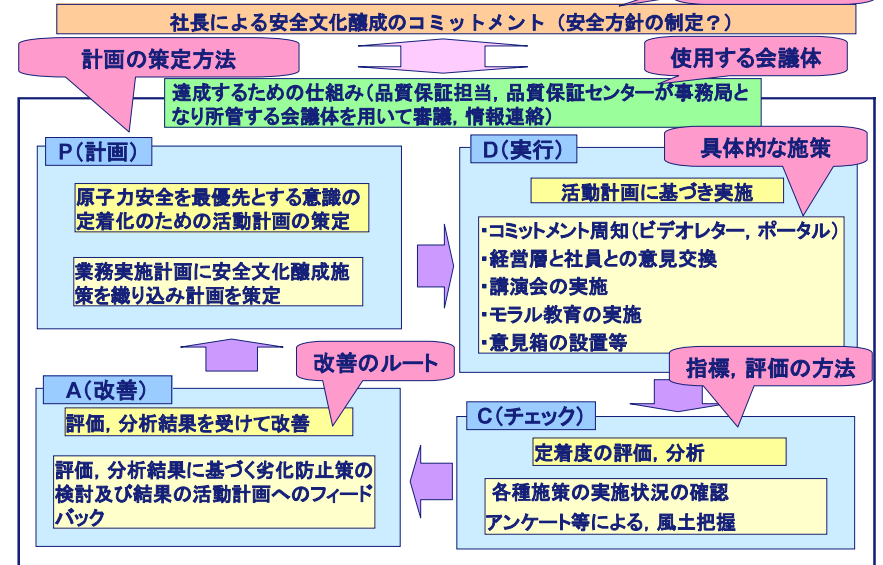
- | | | |
|-------------------|-------|-------------|
| ・事業本部長メッセージ | | コンプライアンス |
| ・技術者倫理教育の推進 | | 学習する組織 |
| ・異業種間交流 | | 自己評価又は第三者評価 |
| ・組織風土評価活用(原技協等) | | 自己評価又は第三者評価 |
| ・e-ラーニング活用 | | 学習する組織 |
| ・法令, 保安規定, 社内規定教育 | | 学習する組織 |

追加施策の内, 実施可能なものから
早期に実施する

1. 事業本部長メッセージ(6月29日実施)
2. e-ラーニング活用(8月末開始)
3. 組織風土評価活用(9月報告, アセスメント10月)

AP5(4) 安全文化醸成施策の実施(体制の整備)

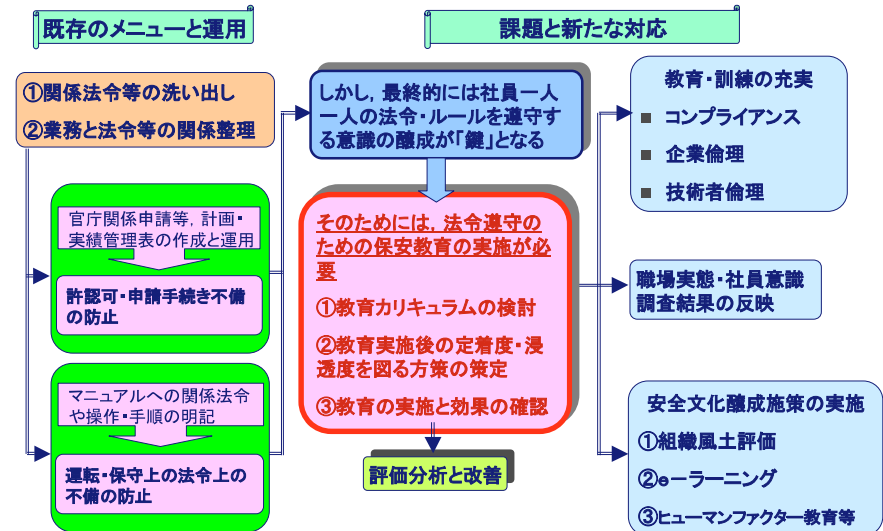
コミットメントの方法



再発防止対策の主要実施内容管理表 (AP6)

項目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
6(1) QMS教育の改善 (法令遵守のための保安教育の徹底)	発電設備総点検での不適切な事案についての要因分析から、「コンプライアンス意識の不足」「法令・保安規定に対する判断・遵守に対する考え方」等に問題があり対応が必要となっている。	・法令遵守のための教育内容の検討およびカリキュラムの整備 ・教育実施後の定着度・浸透度を図る方策の策定 ・教育を実施し, 効果の確認を行う	法令遵守の定着により再発防止を図る。安全文化が醸成されることにより, 「安全最優先」の意識が社員に浸透し, 通常はもとより, 不測の事態においても適切な対応が可能となる。	・H19年9月28日に, 保安教育の一環として法令遵守を導入するため, 保安規定申請を行った。 ・今年度は, 外部講師による研修を行うこととした。	

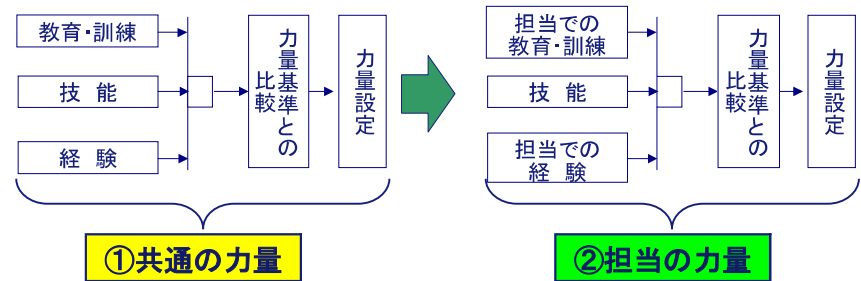
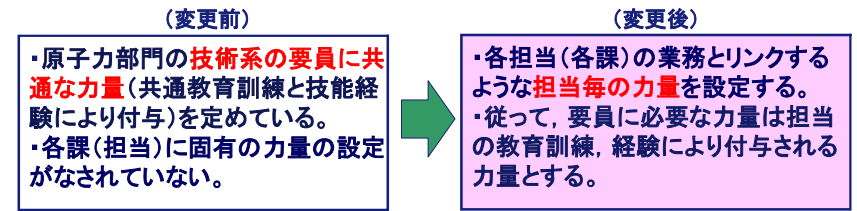
AP6(1) QMS教育の改善(法令遵守のための教育)



再発防止対策の主要実施内容管理表 (AP6)

項目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
6(3) 技術継承施策の実施 (力量の明確化)	・原子力部門の要員の力量について、共通のものはあるが、各担当(各課)毎の業務遂行に必要なとなる個別の力量は設定していない。	・原子力部門の要員の力量の内、各担当(各課)の業務遂行に必要な力量を設定する。	・各担当(各課)の業務遂行に必要な力量が明確になり、実効的な教育・訓練が実施できる。	・設定に当たっては人事異動や担当の業務遂行の支障にならないような考慮が必要。	

AP6(3)技術継承施策の実施(力量の明確化)



再発防止対策の主要実施内容管理表 (AP7)

項目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
7(2) 規制/他電力における動向把握	民間規程の調達要求事項が見直しされており、当社QMSへ反映する必要がある。 一方、当社QMSの取り組みとして各種会議体に積極的に参加して、規程の要求する意図を十分に理解していなかった。	以下①~⑤のとおり積極的に会議体へ参加し、規程の要求する意図を把握する。 ①原子力品質保証担当の人員強化(実施済み) ②調達管理チーム、③QMS関連の会議体、④RCAガイドチーム、⑤レビューチームへの参加 既存委員会を活用し、他社と定期的な情報交換を実施し、当社への反映を検討する。	「AP7(3)調達管理の改善」で実施する全国で見直しを検討している民間規程の調達要求事項が確実に反映できる。 また、RCA等に関する民間規程の内容も、「AP3(2)根本原因分析の導入」へ展開し、当社QMSへ確実に反映できる。 再発防止対策の実効性を高めることができる。	別途、調達要求事項を含む民間規程全体の定期見直し及び2008年上期目録で調達要求事項が確認されている。 この見直し内容についても、今後、確実に反映する必要がある。	

AP7(2)中央大における動向把握

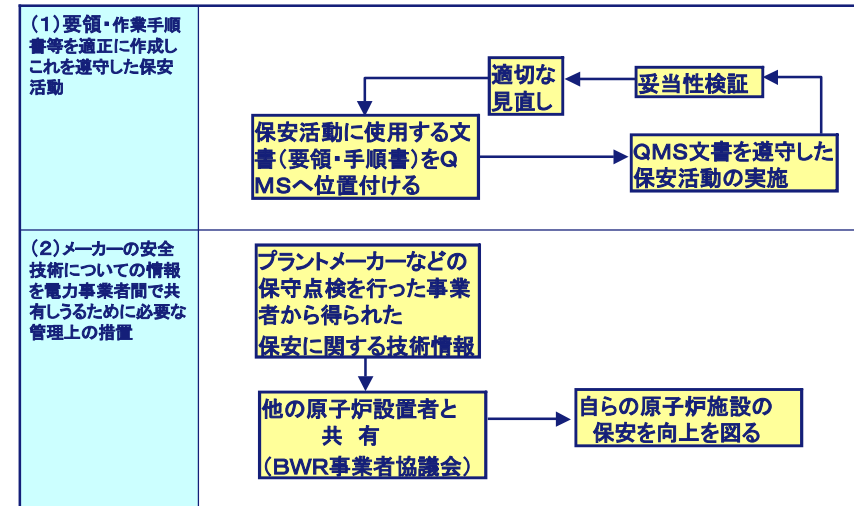
日本電気協会, 電気事業連合会, 日本原子力技術協会等での動向を把握する。

1. 調達管理, 根本原因分析に係るJEAG4121改定
 - (1) 調達管理 調達管理の質の向上
 - ・事業者が調達管理を行う上で、その活動強化となることを狙った記載追加を検討。
 - ・平成19年9月発行予定
 - (2) 根本原因分析 根本原因分析のガイドライン
 - ・事業者の根本原因分析のガイドとなるように記載追加を検討。
 - ・平成19年12月発行予定
2. 民間規程JEAC4111, JEAG4121の定期改訂
 - ・JEAC4111発行後5年を経過するため、定期改定を実施
 - ・規程全体が対象 規程全体の見直し
 - ・平成20年上期発行予定
3. 再発防止対策に係る情報交換 再発防止対策に反映
 - 他社と定期的な情報交換を実施し、当社への反映を検討する
 - ・電気事業連合会
 - ・日本原子力技術協会
 - ・BWR事業者協議会 等

再発防止対策の主要実施内容管理表(AP7)

項目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
7(5) 保安の措置のために構すべき措置	発電設備の総点検結果を踏まて、保安をより確実に確保させるための対応	以下を保安規定に定め、これを遵守する。 ・要領書・作業手順書等を適正に作成しこれを遵守した保安活動 ・メーカーの安全技術についての情報を電力事業者間で共有しうるために必要な管理上の措置	・保安の措置として次の事項を位置付けることにより、原子炉安全を担保する。 ・作業手順書等を適正に作成し、これを遵守して保安活動を行なう。 ・作業手順書は、その妥当性を常に検証し、必要に応じて適切な見直しを行う。	・記載内容について保安院と調整する。 ・保安規定変更認可申請をH19年9月30日までに実施 ・施行 H19年12月14日予定	

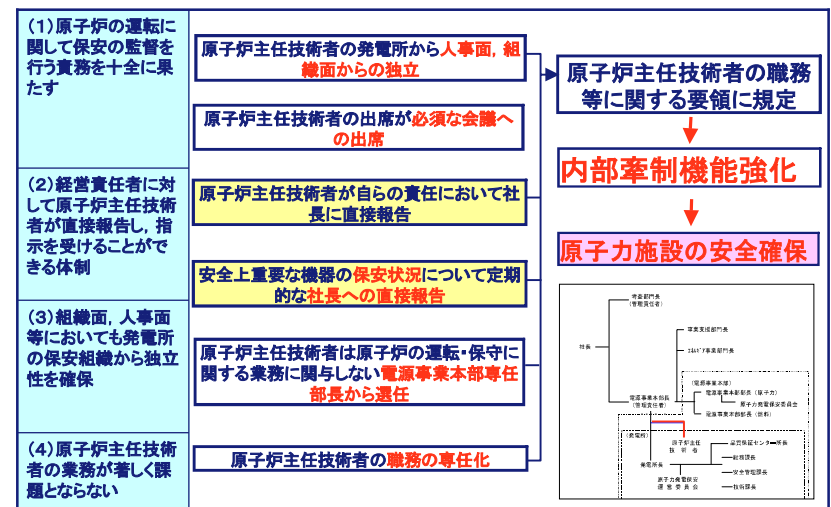
AP7(5) 保安の措置のために構すべき措置



再発防止対策の主要実施内容管理表(AP8)

項目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
8(1) 原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備	・次長以上のスタッフから選任しており、発電所長の指揮命令下となり、組織上独立していない。 ・人事考課は所長の意向が反映されているため人事面で独立していない。 ・選任・解任は発電所作成の立案決定票兼通知書に基づきことから人事面で独立していない。 ・職務については、保安規定および発電所二次文書で規定しているが、主任技術者自ら社長に直接報告する運用となっていない。	・職務・組織に縛られることなく原子炉安全を第一と考慮し臨機応変に対応するため、原子炉の運転に関する業務に関与しない事業本部から選任する。 ・主任技術者は、保安規定第120条(報告)に定める事象の報告を受けた場合、自らの責任において、自体を確認し、情報を社長に直接報告することを規定する。	・発電所から、人事面、組織面において独立させることにより、原子炉主任技術者としての牽制機能が十分発揮できる。 ・発電所長の関与により原子炉主任技術者が行う保安の監督に支障を及ぼさない。	H19年7月31日 保安規定変更認可申請 H19年8月31日 認可 H19年9月12日 施行 H20年1月末 運用評価の予定	

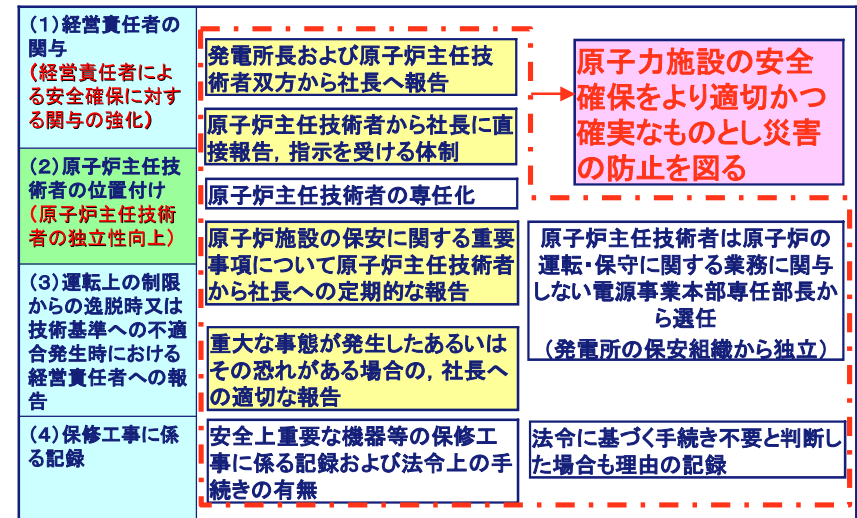
AP8(1) 原子炉主任技術者の独立体制



再発防止対策の主要実施内容管理表 (AP8)

項目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
8(2)-1 保安規定の変更 (変更命令)	発電設備の点検結果を踏まえた、保安規定変更命令による対応	以下の内容を織り込んだ規定変更を申請。 ・経営責任者の積極的関与 ・原子炉主任技術者の位置付け強化 ・経営責任者への報告事項の明確化 ・保守工事記録の保存	変更命令 ・経営責任者への情報連絡内容の明確化および充実 ・経営責任者の安全確保に関する関与の強化 ・原子炉主任技術者の発電所からの独立 上記を明確にすることで原子力施設の安全確保をより適切に確保なものとし、災害の防止を図ることができる。	7月31日申請 8月20日補正申請 8月31日認可 9月12日施行 ・H20年1月末運用評価の予定	

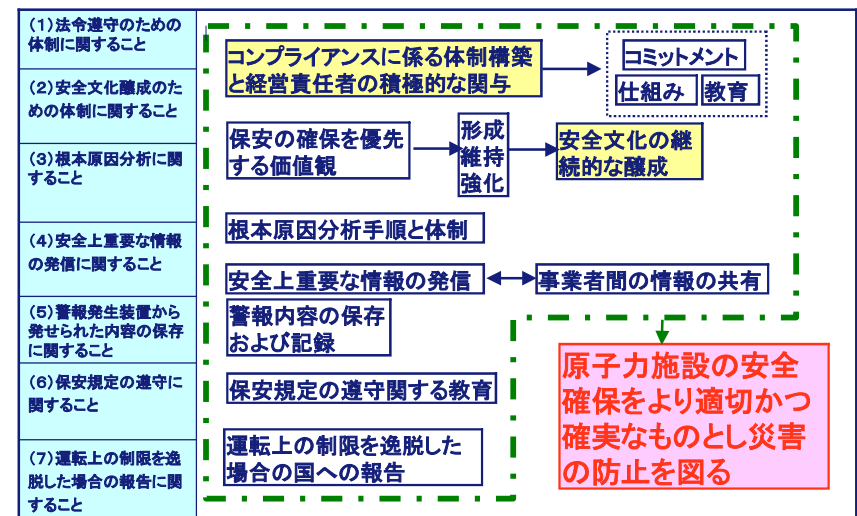
AP8(2)-1 保安規定の変更(変更命令)



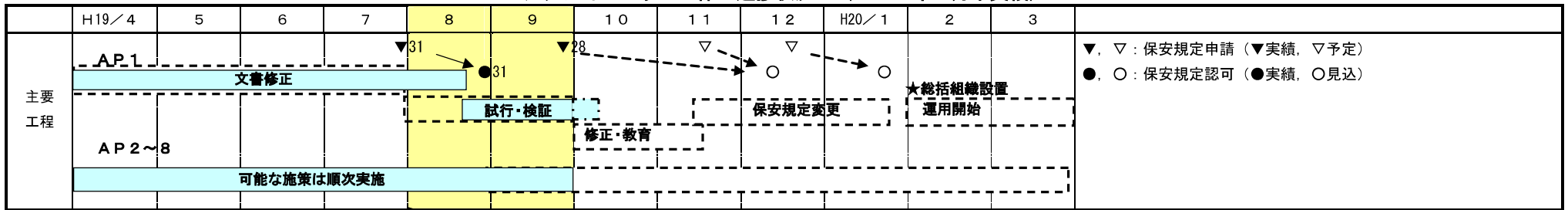
再発防止対策の主要実施内容管理表 (AP8)

項目	実施・改善内容		導入効果	課題と対応	自己評価
	現状	変更案			
8(2)-2 保安規定の変更 (省令改正/審査内規)	発電設備の総点検結果を踏まえた再発防止、省令改正および審査内規に基づき、法令遵守体制(責任者の関与、安全文化醸成、情報の公開、国への報告等)に関しての対応を明確にする。	以下の内容を織り込んだ規定変更を申請。 ・法令遵守のための体制に関すること ・安全文化醸成のための体制に関すること ・根本原因分析に関すること ・安全上重要な情報の発信に関すること ・警報発生装置から発せられた内容の保存に関すること ・保安規定の遵守に関すること ・運転上の制限を逸脱した場合の報告に関すること	法令遵守体制等を保安規定で明確にし、これを遵守することで、原子力施設の安全確保をより適切に確保なものとし、災害の防止を図ることができる。	H19年9月28日保安規定変更認可申請 H19年12月14日施行	

AP8(2)-2 保安規定の変更(省令改正/審査内規)



アクションプラン全体の進捗状況 (H19年9月末実績)



実施主管	優先度	項目	頁	進捗状況 (平成19年7月末 → 9月末)	計画/実績	評価, 確認状況
AP1 本: 品証	◎	(1) 総括組織のあり方検討	1	<ul style="list-style-type: none"> 総括組織の必要性検討終了 (8月末) 総括組織の役割, 権限, 体制 (案) 検討済。社内調整中。 	2W遅れ	<ul style="list-style-type: none"> 体制・要員に関して社内調整に遅れ。今後早急を実施する。 考査部門の提言を受け, QMS文書の試行検証にあたって, 透明性・客観性の観点から社外の品質保証専門家を活用するとともに検証作業期間の短縮を図り, 工程の遅れを3週間から1週間に短縮した。 関係者および品質保証専門家による試行・検証を終了。 今後, 次ステップである修正・教育の段階に進む。 法令改正による保安規定の変更認可申請を実施するため, QMS文書再構築に係る保安規定認可申請時期を11月から12月に変更する。 上記についてQMS検討委員会にて審議 (8, 9, 10月) した。
	◎	(2) QMS文書, 文書体系の変更,	2	<ul style="list-style-type: none"> QMS文書 (案) の作成終了。(8月末) QMS文書の試行・検証終了。(10月上旬) <ul style="list-style-type: none"> a. レビュー (関係者間の合意形成): 8月下旬~9月上旬 b. 検証 (関係者 & 品質保証専門家): 9月中旬~10月上旬 c. 妥当性確認 (関係者による試行): 9月下旬~10月上旬 	1W遅れ	
	◎	4章	4			
	◎	5章	6			
	◎	6章	7			
	◎	7章	8			
	△	(3) QMS文書・活動のスリム化 (※1)	9	<ul style="list-style-type: none"> QMS文書再構築に合わせ実施中。(継続実施中) 	—	
◎	8章	—	—	—		
AP2 発: 保管	◎	(1) 保全プログラムのレビュー	10	<ul style="list-style-type: none"> 点検計画の内容見直し完了。(8月末) 従来保全計画策定プロセスの問題点を分析, 改善案を策定中。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 今後新検査対応資料を整備する。 今後改善策を要領類へ反映し, 保安運営委員会で審議する。 要領を作成後, 保安運営委員会で審議する。 19年度内に予防保全5ヶ年計画を策定する。 H20年中計, H21年長計に反映する。
	◎	(2) 設計・開発の改善	11	<ul style="list-style-type: none"> 設計・開発3次文書を策定中。 	—	
	◎	(3) 保守管理要員の教育訓練	12	<ul style="list-style-type: none"> 保修員からの教育・訓練に係る意見を集約中。 	—	
	◎	(4) 確実な予防保全の実施	13	<ul style="list-style-type: none"> 未点検機器の洗い出し終了。(7月末) 予防保全対策内容を検討中。 	—	
AP3 本: 品証	完了	(1) 不適合管理, 是正処置, 予防処置のシステム検討 (※2)	14	<ul style="list-style-type: none"> 不適合管理, 是正処置, 予防処置システムの検討終了。(8月末) (【AP1 (2)】でシステム (仕組み) を文書化し, 試行・検証を終了) 	—	<ul style="list-style-type: none"> システム (仕組み) の基本的考え方についてQMS検討委員会にて審議した。 根本原因分析結果についてQMS検討委員会にて審議し, 必要な対策を実施する。 根本原因分析技能の向上を図るため, 今後も継続して講習会へ派遣する。
	○	(2) 根本原因分析的確実な実施	15	<ul style="list-style-type: none"> 根本原因分析手法・手順 (仕組み) の検討終了。(8月末) 根本原因分析手順書を作成中。(11月末まで) 2件の事例分析, 評価を終了。(9月末) 根本原因分析講習会 (日本原子力技術協会) 受講完了2名 (9月末) 	—	

アクションプラン全体の進捗状況 (H19年9月末実績)

	実施主管	優先度	項目	頁	進捗状況 (平成19年7月末 → 9月末)	計画/実績	評価、確認状況
AP4	本：品証	完了	(1) マネジメントレビューのシステム構築	16	・システム構築の検討終了。(8月末) ([AP1(2)]でシステム(仕組み)を文書化し、試行・検証を終了)	—	・関係者および品質保証専門家による試行・検証を終了。
	本：品証	◎	(2) 効果的なマネジメントレビューの実施		・資源に特化したマネジメントレビュー計画。 (年度2回目のマネジメントレビュー)	—	・今回変更したQMSについて、マネジメントレビュー(1月目途)を実施する。
	本：品証	完了	(3) 品質方針の改正	—	—	—	—
	本：品証	△	(4) 内部監査のあり方 (※1)	18	・内部監査体制の仕組み検討終了。(8月末) ([AP1(2)]でシステム(仕組み)を文書化し、試行・検証を終了) ・自己評価制度の導入に関して、米国の実施状況を調査中。	—	・内部監査体制の仕組みについてQMS検討委員会にて審議し、今後総括組織を中心とした体制を整備する。
AP5	本：品証	△	(1) 内部コミュニケーションの改善	19	・経営層の発電所訪問(8/1, 8/31) (継続実施中)	—	・今後も継続して実施。今後意見交換内容を検討し必要により対策を策定し、フィードバックする。
	発：広報 発：技術	完了	(2) 外部コミュニケーションの改善	20	・外部コミュニケーションの仕組み検討終了。(8月末) ([AP1(2)]でシステム(仕組み)を文書化し、試行・検証を終了)	—	・関係者および品質保証専門家による試行・検証を終了。
	本：品証	△	(3) 情報共有ルールの明確化 (※2)	19	・情報共有ルールの明確化(委員会文書等)を完了。(9月末) 試運用を開始(12月末まで)	—	・実施結果について、アンケート等で効果を確認する。
	本：品証	◎	(4) 安全文化醸成施策の実施 (※3, ※5)	21	・安全文化醸成の現行活動評価完了。(8月上旬) ・安全文化醸成の中期的活動計画策定中。 ・日本原子力技術協会アセスメントを受審。(9月準備, 10月受審) ・日本原子力技術協会の安全文化e-learning導入完了, 教育を開始。 (9~11月実施) ・法令改正に伴う安全文化醸成の推進体制を検討中。 ・ヒューマンファクターに係る不適合の是正措置に関する取組みを検討中。	—	・現行活動評価についてQMS検討委員会にて審議した。 ・中期的活動計画策定後, QMS検討委員会にて審議する。 ・アセスメント結果は中期的活動計画に反映する。 ・e-learningのアンケート結果を中期的活動計画に反映する。 ・安全文化醸成の推進体制についてQMS検討委員会, 保安委員会にて審議し保安規定を認可申請する。 ・企業倫理委員会の提言を受け, 他社の実施事例を参考に取組みを開始した。
AP6	本：品証	△	(1) QMS教育の改善 (QMS関係分)	23	・改善した今年度計画に基づき, QMS教育を継続的に実施中。 ・QMSに関するe-learning製作(9月完了, 10月から教育開始予定) ・内部監査員及び審査員研修等を計画的に実施。(4~9月)	—	・アンケート等で効果を確認し, 教育訓練検討会等で審議し, 次年度教育計画に反映する。 ・内部監査を充実するため, より高度な教育へ要員派遣する。
	本：総括	△	(1) QMS教育の改善(法令遵守のための保安教育の徹底) (※3)	24	・教育カリキュラム検討中。(10月以降教育開始予定) ・本年度は, 外部講師による法令遵守研修を実施することを計画(11月)	—	・教育後のアンケート, 理解度確認結果にて効果を確認する。
	発：品証	—	(2) 品質保証センターによる活動支援	25	・保安検査, 定期安全管理審査, 不適合管理, QMS高度化活動を通じて, 発電所員のQMS理解をサポート中 (継続取組)	—	—
	本：総括	○	(3) 技術継承施策の実施 (力量の明確化)	26	・第2回教育訓練検討会にて, 力量検討に関するWGを設置(7月)し, 必要力量の抽出, 教育カリキュラムを策定中。	—	・品質保証運営委員会等で仕組みを評価し, 20年度から1部を導入する
	発：保管	△	(3) 技術継承施策の実施(暗黙知の形式知化施策の実施)	27	・島根2号機14回定検作業手順書へのノウハウ記載充実作業完了。 (継続取組)	—	・今後関連要領へ反映する。
AP7	発：保管	△	(1) 協力会社とのコミュニケーション方策改善	28	・現状のコミュニケーションの分析完了。(7月末) ・コミュニケーション改善策を検討中。	—	・必要な改善策について, 今後QMS文書に反映し, QMS検討チーム等にて審議する。
	本：品証	—	(2) 規制/他電力における動向把握	29	・電気協会にて品質保証関係他の情報収集。(9/3, 25) ・電事連会議にて当社の再発防止対策を紹介。他社課題について情報収集。	—	・企業倫理委員会の提言を受け, 他社との定期的な情報交換や議論を実施する。
	発：保管	◎	(3) 調達管理要領の見直し	30	・調達管理要領見直し中。	—	—
	発：保管	◎	(4) 発注仕様書の見直し		・発注仕様書見直し中。	—	—
	本：運営	◎	(5) 保安の措置のために講ずべき措置	31	・実用炉規則改正に関する保安規定変更認可申請済。(9月28日)	—	・今後他社事例等を調査し, 必要な管理措置, 要領書等を策定する。これらの対策はQMS検討委員会, 保安委員会等で審議する。
	発：安管	○	(6) 委託における検査業務の適正性を確保するためのルール設定	32	・改ざん防止のための手順書改正完了。(9月上旬) ・実施に係る委託先との調整完了。(9月上旬)	—	・今後法令遵守教育を実施し, アンケート等により効果を確認する。 ・内部監査を実施し, ルール設定や実施状況を確認する。

アクションプラン全体の進捗状況 (H19年9月末実績)

	実施主管	優先度	項目	頁	進捗状況 (平成19年7月末 → 9月末)	計画/実績	評価、確認状況
AP8	本：運営	完了	(1) 原子炉主任技術者の独立体制	33	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定変更認可申請済。(7月31日) 保安規定の認可済。(8月31日) 社内マニュアル整備完了。(9月12日施行) 	—	<ul style="list-style-type: none"> 左記対応に当たっては、QMS検討委員会、保安委員会、品質保証運営委員会にて審議した。 9月12日に発電所から独立した原子炉主任技術者(本部専任部長)を選任した。 今後施策の検証を実施する。
	本：運営	◎	(2) 保安規定の変更 (※4, 5)	35	<ul style="list-style-type: none"> 変更命令に関する保安規定変更認可申請済。(7月31日)。 保安規定の認可済。(8月31日) 社内マニュアル整備完了。(9月12日施行) 実用炉規則改正に関する保安規定変更認可申請済。(9月28日) 	—	<ul style="list-style-type: none"> 左記対応に当たっては、QMS検討委員会、保安委員会、品質保証運営委員会にて審議した。 今後他社事例を調査し、法令要求に対する必要な管理措置、要領書等を策定する。これらの対策はQMS検討委員会、保安委員会等で審議する。
	本：運営	◎	(3) 検査制度の見直しに対する対応	39	<ul style="list-style-type: none"> 方針確認中。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 今後他社事例を調査し、必要な管理措置、要領書等を策定する。これらの対策はQMS検討委員会、保安委員会等で審議する。
	発：発電、技術、機保、電保	○	(4) 直近の定期検査における特別な検査への対応	40	<ul style="list-style-type: none"> 島根2号対応完了(第14回定検終了(8月10日)) 安全確保に必要な設備、要領類のレビューを実施中。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 安全確保に必要な設備、要領類のレビューの結果、必要な施策は保安委員会にて審議する。
	発：発電、技術、機保、電保	○	(5) 特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督への対応	41	<ul style="list-style-type: none"> H19年度第2回保安検査(9/3~9/28)対応終了。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 今後の保安検査にフィードバックすべき課題は改善する。
	発：発電、電保	○	(6) 制御棒引き抜け等の報告義務化	42	<ul style="list-style-type: none"> 報告基準変更の社内ルール化完了。(6月) CRD冷却水差圧「高」によるインターロックを検討中。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 左記対応に当たっては、保安運営委員会にて審議した。
	発：広報 発：技術	—	(7) 原子力発電施設の保安検査の結果の公開	43	<ul style="list-style-type: none"> 第1回保安検査分公開対応済。(7月) 第2回保安検査分公開対応準備中。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 第1回保安検査結果の公表内容を分析、評価し、改善策を検討して、次回に反映する。

優先度の凡例：9月末時点における優先度は次のとおり

◎	国の行政処分への対応、対応期限を定めている施策、組織としての重要課題である等、施策の優先度が最も高いもの
○	対応期限を定めている施策であるが期限に余裕がある施策や期限はないが施策の方針や計画を早期に立てる必要がある等、施策の優先度が比較的高いもの
△	対応期限はなく施策の計画策定が遅れても影響が少ない施策、次年度に向けた準備などで実施時期に余裕があるもの等、施策の優先度が比較的低いもの
—	現在継続実施中で必要の都度実施しているもの。
完了	完了した施策(継続的に改善する施策を含む)

・優先度は相対的な指標であり、必ずしも優先度の高い施策を早期に実施することを示すものではない。実施箇所の繁忙度により優先度が比較的低い施策を早く実施することがある。

着色枠、色付き文字の凡例

- の着色枠内、緑文字での記載：企業倫理委員会の提言による反映事項(従来から実施している対策も含む)
- の着色枠内、赤文字での記載：審査部門の提言による反映事項

注：「発電設備に係る点検結果を踏まえた再発防止対策の具体的な行動計画について」(H19年5月21日)からの計画変更等

- ※1：行動計画として追加
- ※2：効果的に再発防止対策を実施するため、行動計画の具体的実施内容の一部を移動(AP5(3)からAP3(1)へ移動)
- ※3：効果的に再発防止対策を実施するため、行動計画の具体的実施内容の一部を移動(AP5(4)からAP6(1)へ移動し統合)
- ※4：効果的に再発防止対策を実施するため、行動計画の具体的実施内容を整理(AP8(2)をAP8(2)-1, 2に分割)
- ※5：効果的に再発防止対策を実施するため、行動計画の具体的実施内容の一部を移動(AP5(4)からAP8(2)-2へ移動)

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP1（1） 総括組織のあり方検討）

H19年9月末 現在

目的	各組織を横断的に総括する仕組みがなく、組織全体としてのQMSの取組みが不足している。このため、組織全体が整合性を持って活動できる仕組みを構築し、統一的管理の向上を図る。	実施内容	1. 総括組織の必要性検討 ・総括組織設置の必要性について検討する。 2. 各組織を横断的に総括する新たな組織の検討 ・総括組織が担う役割および総括組織の権限について検討する。 ・総括組織と既存組織の関係、体制・必要要員ほかの検討を実施する。 3. 各組織間の連携強化策の検討 ・各組織間を横断する連携強化策を検討する。 ・内部コミュニケーション（原子力品質保証委員会を含む）のあり方を検討する。
要求事項	(1) 各組織を横断的に総括する仕組みを構築する。(保安検査) (2) 役割、責任と権限を明確にする。(JEAG4121レビュー) (3) QMS推進者の設置など各組織間の連携強化策を検討する。(ベンチマーキング) (4) 原子力品質保証委員会の内部コミュニケーションとしての役割を整理する。(保安検査) (5) 組織内における情報交換が確実に実施できる環境を整備する。(現場の声)		

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	
1. 総括組織の必要性検討		▼5/17 チーム		▼7/24 委員会	▲8/27 委員会				▽保安規定申請				▽総括組織設置		
2. 各組織を横断的に総括する新たな組織の検討		▼5/17 チーム		▼7/24 委員会	▼8/27 委員会										
・役割と権限の検討															
・既存組織との関係、体制・要員検討															
・社内調整															
3. 各組織間の連携強化策の検討				▼7/24 委員会	▼8/27 委員会										
4. 連携強化策を検討															
・内部コミュニケーションのあり方検討															

一凡、例一
 ▽□：計画、▼■：実績

- 5/18 第8回QMS検討チームにて審議（設置の方向性について了解）
- 5/24 保安検査官説明
- 6/25 リーダ会議にてREV依頼
- 7/24 QMS検討委員会で検討状況説明
- 8/17 経営層へ計画説明
- 8/27 QMS検討委員会で検討状況説明
- 関係各所と社内調整開始。

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
・組織の必要性検討完了。 総括組織設置の方向性を了承（8/27 QMS委員会） ・総括組織の役割（案）作成。 ・設置体制（案）作成、要員検討中。 ・設置に向けた社内調整中 ・各組織の連携強化策検討中。 ・総括組織の内部コミュニケーションのあり方検討中。	（検証方法） ・現行組織と変更案との得失評価を実施（H19.9） ・QMSの要求事項を満足しているか検証（H19.10） ・新組織移行後に仕組みの有効性評価を実施（H20.3） （検証結果）		・総括組織の役割と権限、設置体制について詳細を検討し、QMSチーム、委員会に諮る。 ・体制・要員を検討し早急に社内調整する。 ・連携強化策は9月目途で取りまとめる。 ・保安規定認可申請時期の変更を検討。

実施箇所：電源事業本部（原子力）
 アクションプラン進捗管理表（AP1(2)(3) 4章QMS文書の変更、文書・活動のスリム化）

H19年9月末 現在

目的	QMS高度化計画として、JEAC4111への適合性を確実にするとともに有効性を高めるため、JEAC4111の4章関係のQMS文書を再構築する。	実施内容	1. 品質マニュアル（一次文書）の体系及び構成の策定 2. 二次文書を含む全体体系の策定 3. 文書策定ガイドラインの作成 4. 一次文書、二次文書の作成
要求事項	<ul style="list-style-type: none"> JEAG4121を念頭に置いたマニュアル体系を再整備及び、内容の再見直し。 品質マニュアルに横断機能がなく、組織全体の統一的管理ができないことの改善。 2次、3次文書と、品質マニュアルとの不整合（2重帳簿）の改善 活動方針の一つである現場が使いやすいシンプルで有効なQMSへの実現。 		

実施事項	スケジュール														備考	
	H18年度			H19年度								H20年度				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3
文書体系、文書変更 ①状態把握(課題抽出整理)	課題集約														<p>備考</p> <p>2重帳簿 当社マニュアルの2重帳簿とは、いわゆる品質マニュアルと実務(品質保証活動)で使用するマニュアルにギャップが生じていること。 実務では、品質マニュアルをほとんど使用しない(神棚)上げておくで、従来からの手順(書)に基づき業務を実施し、QMSが浸透していない状態と考えている。 2重帳簿の解消とは、保安活動=品質保証活動を理解すると共に、実務の手順書(主に3次文書)にQMSの考えを織り込む修正を実施する。 また、必要により保安活動内容の見直しを実施していく。</p>	
a. ベンチマーキング ・四国電力、九州電力 b. 文書再レビュー	改善策の検討・反映															
c. 現場の声 (発電所、協力会社、本部)	改善策の検討・反映															
d. 検査官等のご意見	改善策の検討・反映															
②文書体系の検討 ・文書体系の策定	骨格策定															
③文書変更 (1次文書 a, b)	▼改定															
a. 品質保証規程の改正	検討															
b. 品質保証細則(案)策定	7/18 チーム提案															
・溶接検査、PP等の取扱い ・責任と権限 (管理責任者、部長、所長) ・JEAG4121 抽出事項 ・品質保証マニュアル吸上事項 (2次文書)	共通要領															
c. 文書・記録管理要則の策定	必要により反映															
④文書変更案作成の進め方 (ガイド)策定(2次文書)	策定															
⑤試行・検証	試行・検証															
⑥文書修正・教育	修正・教育															
⑦保安規定変更、運用開始 (3次文書)	変更手続															
各3次文書	本格運用・改正															
(3)QMSスリム化(主に3次文書)	順次見直し策定															
①活動のスリム化 ・事例作成 ・各部署で課題抽出	必要により反映															
②文書のスリム化(主に3次文書) ・文書変更案の作成のガイド ・文書スリム化提言	スリム化検討・取込															

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
<p>8月中旬に細則、二次文書案を作成終了し、試行・検証計画を策定・決定し、試行・検証段階に移行。</p> <p>9月末時点での状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試行検証作業（文書レビュー、検証）終了 ・ 試行検証作業（妥当性確認）実施中 	<p>（検証方法）</p> <p>文書が、当初の目的とおり有効に策定されており、かつその文書によって業務がスムーズ実施できることをレビュー、検証、妥当性確認の3段階に分けて確認する。</p> <p>「レビュー」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 方向性の関係者間における理解・合意 <p>「検証」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JEAC4111への適合、JEA64121sha11事項の適切な取込みおよび明確化した課題の改善 ・ 一次文書、二次文書のインターフェース・整合 <p>「妥当性確認（シミュレーション）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場の運営が本文書とおりに廻ること ・ 現場にとって分かりやすく使い易いこと ・ <p>（検証結果）</p>		

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP1（2）（3）5章QMS文書の変更、文書・活動のスリム化）

H19年9月末 現在

目的	QMS高度化計画として、JEAC4111への適合性を確実にするとともに有効性を高めるため、JEAC4111の5章関係のQMS文書を再構築する。	実施内容	1. マネジメントレビューのシステム構築 ①システムの構想整理 現行システムの調査、問題点の整理を実施し、他社のシステムを調査する。 ②マネジメントレビュー要則の整備 効果性を高める活動ができるよう要領の整備を行う。 2. 責任及び権限の整理 ①審査部門と実施部門 ②調達部門と実施部門 3. 内部コミュニケーション ①現行会議体の位置付け ②QMS推進者会議（仮称）の設置
要求事項	・マネジメントレビューの効果性を高めるための手順の確立 インพุット情報の整理、アウトプットのフォロー、適切な実施時期等、共通ルールの策定 ・保安規定での指摘事項への対応 ①QMS文書の変更の際の計画、レビューの運営が十分でない。 ②内部コミュニケーションが原子力品質保証委員会のみである。等 ・QMS関係者意見への対応 ①QMSにおける各課の役割が明確にされていない。 ②組織間の情報共有が十分でない。等		

具体的な行動計画

－凡 例－
 ▽□：計画、▼■：実績

実施項目	スケジュール（平成19年度）											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
マネジメントレビューのシステム構築 ①システムの構想整理 ②要則の整備		▼5/22 調査・構想	▼6/9▼6/28 ▼6/4▼6/13	▼7/12 要則の整備		▼8/9 ▼8/7 ▼8/27 ▼9/7						
責任及び権限 ①審査部門と実施部門 ・マネジメントレビュー			▼6/8 ▼6/25		▼8/8 ▼8/7							
②調達部門と実施部門 ・調達先評価・選定			▼6/25 ▼7/12▼7/24 ▼7/10▼7/20									
内部コミュニケーション ①現行会議体の位置付け ②QMS推進者会議体設置				▼7/5	▼8/10 ▼8/7 ▼8/30 ▼9/7							
細則案				▼7/5▼27	▼8/8 ▼8/28							
試行・検証・変更						▼8/28 ▼9/7 ▼9/20,21						

1. マネジメントレビューのシステム構築

- ・H18年度 四国（11/26）、九州（11/24）調査
- ・H19.5.22 方向性についてGr会議
- ・H19.5.29 東北電力の仕組み聞き取り
- ・H19.6.4 要則0次案提示
- ・H19.6.9 発電所、審査、本部でコア部分検討
- ・H19.6.13 要則1次案提示
- ・H19.6.28 要則2次案提示
- ・H19.7.12 要則3次案提示
- ・H19.8.7 発電所と打合せ
- ・H19.8.9 要則4次案提示
- ・H19.8.27 要則5次案提示
- ・H19.9.7 要則6次案提示（レビュー）
- ・H19.9.20～要則7次案提示（妥当性確認）

2. 責任及び権限

- ・H19.6.8 素案提示
- ・H19.6.25 リーダー会に案提示
- ・H19.7.10 発電所と調整
- ・H19.7.12 資料と調整
- ・H19.7.20 資料と調整
- ・H19.7.24 資料と調整
- ・H19.8.7 発電所と打合せ
- ・H19.8.8 細則案に反映

3. 内部コミュニケーション

- ・H19.5.22 方向性について確認
- ・H19.7.5 発電所と打合せ
- ・H19.8.7 発電所と打合せ
- ・H19.8.10 要則0次案提示
- ・H19.8.30,31 発電所と打合せ
- ・H19.9.7 要則2次案提示（レビュー）
- ・H19.9.21 要則3次案提示（妥当性確認）

4. 細則案

- ・H19.5月～6月 原案作成
- ・H19.6.25 リーダー会に案提示
- ・H19.7.5 発電所と打合せ
- ・H19.7.27 リーダー会にて調整
- ・H19.8.8 修正版4章リーダーへ提示

1. マネジメントレビューのシステム構築

- ・H18年度 四国（11/26）、九州（11/24）調査
- ・H19.5.22 方向性についてGr会議
- ・H19.5.29 東北電力の仕組み聞き取り
- ・H19.6.4 要則0次案提示
- ・H19.6.9 発電所、審査、本部でコア部分検討
- ・H19.6.13 要則1次案提示
- ・H19.6.28 要則2次案提示
- ・H19.7.12 要則3次案提示
- ・H19.8.7 発電所と打合せ
- ・H19.8.9 要則4次案提示
- ・H19.8.27 要則5次案提示
- ・H19.9.7 要則6次案提示（レビュー）
- ・H19.9.20～要則7次案提示（妥当性確認）

2. 責任及び権限

- ・H19.6.8 素案提示
- ・H19.6.25 リーダー会に案提示
- ・H19.7.10 発電所と調整
- ・H19.7.12 資料と調整
- ・H19.7.20 資料と調整
- ・H19.7.24 資料と調整
- ・H19.8.7 発電所と打合せ
- ・H19.8.8 細則案に反映

3. 内部コミュニケーション

- ・H19.5.22 方向性について確認
- ・H19.7.5 発電所と打合せ
- ・H19.8.7 発電所と打合せ
- ・H19.8.10 要則0次案提示
- ・H19.8.30,31 発電所と打合せ
- ・H19.9.7 要則2次案提示（レビュー）
- ・H19.9.21 要則3次案提示（妥当性確認）

4. 細則案

- ・H19.5月～6月 原案作成
- ・H19.6.25 リーダー会に案提示
- ・H19.7.5 発電所と打合せ
- ・H19.7.27 リーダー会にて調整
- ・H19.8.8 修正版4章リーダーへ提示

	<ul style="list-style-type: none"> ・ H19. 8. 28 発電所レビュー
--	--

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 決定した文書体系および作成した文書作成ガイドラインに基づき、各文書の作成作業を実施。 ・ 細則案、マネジメントレビュー要則および内部コミュニケーション要則概要を策定（8月23日チーム提出、8月27日検討会了承） ・ 試行・検証案計画を策定（8月23日チーム提出、8月27日検討会了承） ・ 試行・検証（レビュー）の開始（8月28日～） 	<p>文書が、当初の目的とおりに有効に策定されており、かつその文書によって業務がスムーズ実施できることをレビュー、検証、妥当性確認の3段階に分けて確認する。</p> <p>「レビュー」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 方向性の関係者間における理解・合意 <p>「検証」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JEAC4111 への適合、JEAG4121shall 事項の適切な取込みおよび明確化した課題の改善 ・ 一次文書、二次文書のインターフェース・整合 <p>「妥当性確認（シミュレーション）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場の運営が本文書とおりに廻ること ・ 現場にとって分かりやすく使い易いこと <p>（検証結果）</p>		

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP1（2）（3）6章QMS文書の変更、文書・活動のスリム化）

H19年9月末 現在

目的	J E A C 4 1 1 1への適合性を確実にするとともに有効性を高めるため、J E A C 4 1 1 1の6章QMS文書を再構築する。 （「教育訓練要領」の関係組織における共通文書化を行う。）	実施内容	1. 各組織の現状の教育訓練フロー調査および JEAC4111 への適合性検討 2. 教育訓練に関する共通要領の作成 （力量の基準・認定・付与方法の検討） 3. 各組織固有の「教育・訓練要領（手順）書」の作成
要求事項	・ QMS再レビュー（J E A G 4 1 2 1）の改善策の反映 ・ 保安検査での違反事項判定表、監視事項処理表など指摘事項への対応 ①各組織が横断的・連携して取り組む事項、各組織の活動状況を組織全体の視点から分析すべき事項に係る仕組み、手順がない。		

具体的な行動計画

－凡 例－
 ▽□：計画、▼■：実績

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
1. 組織の現状の教育訓練フロー調査および JEAC4111 への適合性検討		▼5/16 準備会 調査・検討												
2. 関係組織共通の「教育訓練要領」の作成 （1）骨子の検討・調整 関係組織の実施業務の明確化			▼5/24 第1回検討会実施 検討調整		▼7/30 第5回検討会									
（2）共通「教育訓練要領」の作成		6/27 第3回検討会▼		作成		試運用		修正			本格運用			
3. 各組織固有の「教育・訓練手順書」の作成		7/19 第4回検討会▲			▲8/24 第6回検討会									
4. 品質保証細則（6章関係分）作成		7/19 第4回検討会▼		案作成	▼7/30 第5回検討会 検討・調整									
														▲8/24 第6回検討会

- (1) H19.5.16：準備会を開催し検討会を設置
 - ・ 本検討会の目的、課題の確認
 - ・ 原子力部門および業務支援部門（土木）の教育・訓練フローの確認
 - ・ 今後の作業スケジュール検討・確認
- (2) H19.5.24：第1回検討会実施
 - ・ 考査部門の教育・訓練フローおよび関係組織の業務フロー（調達における原子力部門との関り）の確認
 - ・ 「共通教育・訓練要領」作成のための課題の検討
- (3) H19.6.6：第2回検討会実施
 - ・ 「共通教育・訓練要領」の骨子案について検討
- (4) H19.6.27：第3回検討会実施
 - ・ 「力量及び教育・訓練要領」〇次案作成・検討
- (5) H19.7.19：第4回検討会実施
 - ・ 「力量及び教育・訓練要領」一次案及び「細則」〇次案作成・検討
- (6) H19.7.30：第5回検討会実施
 - ・ 「力量及び教育・訓練要領」二次案及び「細則」一次案作成・検討
- (7) H19.8.24：第6回検討会実施
- (8) H19.9：細則、要則を発電所及び本部の管理職に説明

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力部門、業務支援部門（土木・建築）、考査部門の現状の教育訓練フロー調査および JEAC4111 への適合性検討実施済み ・ 関係組織の実施業務の明確化および必要力量の検討中。 ・ 「力量及び教育・訓練要領」（最終案）を第6回検討会で作成し、試行検証中。 ・ 「品質保証細則（6章関係分）」の二次案を作成し、細則全体との記載について確認中。 	（検証方法） (1) 新規に作成した「教育・訓練要領」に則し、本部及び発電所において、個別の手順書を作成し、その手順書により適切な力量設定ができることを確認する。		

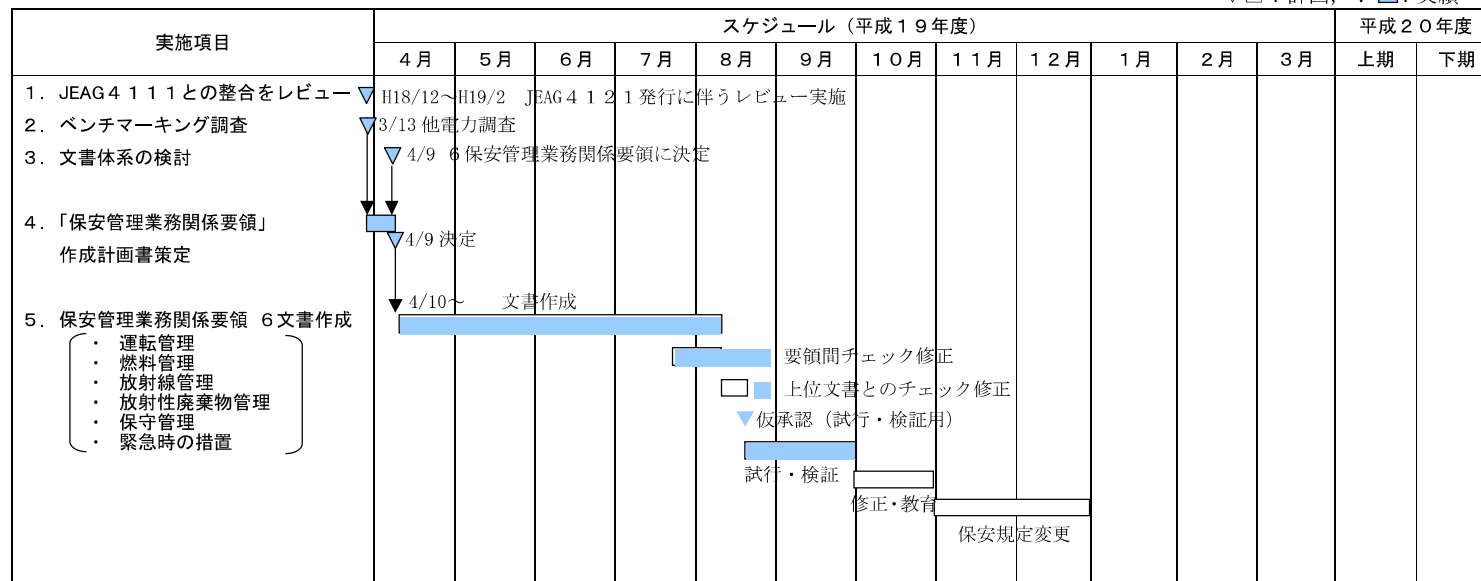
実施箇所： 島根原子力発電所
 アクションプラン進捗管理表 (保安管理業務 AP 1(2)QMS 文書の変更、AP 1(3)文書、活動のスリム化)

H19年9月末 現在

目的	JAEC4111の要求事項に適合させるとともに現場が使いやすいシンプルで有効なQMSとする。	実施内容	(1)-① 現行の保安管理業務要領とJAEC4111の要求事項との整合をレビューした結果を反映し、保安管理業務要領書を改正する。
要求事項	(1) JEAG4121の記載事項と整合させる。(保安検査) (2) 2,3次文書と品質マニュアルの整合を取る。(現場の意見) (3) QMSスリム化の実施(現場の意見他)		(1)-② 業務の要求事項を明確化する。(要求事項の細部は3次文書で明確化する。) (2) 管理活動の見直しを通じた保安管理活動全体の改善 (3) 図・表、業務フロー図等を用いたわかりやすい文書を作成(スリム化)

具体的な行動計画

－凡 例－
 ▽□：計画, ▽■：実績



- ・ 4/2 第7回QMS検討チームにて審議 (保安管理業務関係要領6文書化の方針(案)決定)
- ・ 4/5 文書作成作業会キックオフ会議開催
- ・ 4/9 第6回QMS検討委員会にて審議 (保安管理業務関係要領6文書化の方針決定)
- ・ 4/9 「保安管理業務関係要領」作成計画書決定
- ・ 4/10 文書作成作業開始
6文書作成合同作業会開催：18回
- ・ 6/21 リーダー会議開催(文書作成作業方法の変更)
- ・ 8/20 6文書(試行・検証用)完成
- ・ 8/21 リーダー会議開催(検証方法打合せ)

現在の状況	対策の検証方法及び検証結果	自己評価(終了時に記載)	備考(懸案事項他)
・保安管理業務関係要領 6文書作成中。 ・ 8/20 6文書(試行・検証用)完成 ・ 試行・検証中	(検証方法) ・今までに抽出された課題への対応確認(チェックリスト) ・具体的な保安業務事例シミュレーションによる妥当性確認(検証結果)		

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP2(1) 保全プログラムのレビュー)

H19年9月末 現在

目的	平成18年度に発生したCSTの腐食事象等の保守に関するトラブル、および平成20年度から導入される新検査制度を踏まえ、適切な保全計画に見直す。	実施内容	1. 従来保全計画策定プロセスの問題点分析、改善案策定
要求事項	(1) JEAC4209-200X (2) JEAC4111		2. 保全の対象範囲の策定 3. 点検計画(要求事項の明確化、点検内容のチェック) 4. 特別な保全計画(要求事項、点検方法のチェック)

具体的な行動計画

実施項目	スケジュール(平成19年度)												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
1. 従来保全計画策定プロセスの問題点分析、改善案策定	[実]			[計] 保守管理要領見直し作業中			[計] 問題点分析を実施			[計] 改善案策定			[計] 保守管理要領等への反映	
2. 保全の対象範囲の策定	[実]		[計] 保全対象範囲(SHEET1)で保全対象範囲検討終了、系統機能整理表(SHEET2)作成中											
3. 点検計画(要求事項の明確化、点検内容のチェック)	[計]			[計] ライン業務の中で新検査対応に必要な資料を整備			[計] 点検計画の内容を見直し			[計] ライン業務の中で新検査対応に必要な資料を整備			[計]	
4. 特別な保全計画(要求事項、点検方法のチェック)	[計]			[計] 長期保管実績を元に内容を検討		[計]			[計] 保守管理要領等に反映			[計]		

一凡 例一
▽□: 計画, ▼■: 実績

- 第2WG(保守管理要領の見直し)の中で活動(2回/週)。問題点の抽出を終了し、改善策を策定中。
- 新検査制度対応業務の中で、保全対象範囲(SHEET1)作成、保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にし、重要な系統を選定する。(SHEET2)
- 2号機第14回定検で点検計画・計画表のチェックを終了。新検査制度の保全の検討の中で必要な資料整備実施
- 新検査制度対応業務の中で手順書(案)を策定中

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価(終了時に記載)	備考(懸案事項他)
1. 問題点の抽出を完了(6月末:計画どおり) 改善策を策定中(80%終了) 2. SHEET1作成完了(4月末:計画どおり) (保全対象範囲の策定作業は終了) SHEET2作成中(進捗率:20%) 3. 点検計画・計画表のチェック終了 (ライン管理の中で実施) 4. 長期保管実績の収集作業終了 手順書(案)を策定中(進捗率:20%)	(検証方法) 1. 保守部門内における確認 2. 新検査制度対応の中で検証(国による審査等) 3. なし(チェック作業終了) 4. 保守部門内における妥当性確認 (検証結果)		

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP2(2) 設計・開発の改善)

H19年9月末 現在

目的	ECCSストレナーに関する保安検査指摘事項を踏まえ、設計・開発が適切に実施できるようにする。	実施内容	1. 現状の設計・開発の問題点抽出 2. 改善策の策定 3. QMS文書への反映
要求事項	(1) 設計・開発についての責任分担を明確化する。		

具体的な行動計画

実施項目	スケジュール (平成19年度)												平成20年度		備考 (懸案事項他)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期			
1. 現状の設計・開発の問題点抽出	■				保守管理要領見直し作業の中で問題点分析を実施												・第2WG (保守管理要領の見直し) の中で活動 (2回/週) ・改善策を策定中
2. 改善策の策定					■												
3. QMS文書への反映							□										

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価 (終了時に記載)	備考 (懸案事項他)
1. 問題点の抽出を完了 (7月末: 目標どおり) 2. 設計・開発要則の検証作業実施済み (コメント中) 要則および3次文書の策を策定中 (進捗率: 10%)	(検証方法) QMS高度化の検証または保安運営委員会等で妥当性確認 (検証結果)		



【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 ○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 ○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP2(3) 保守管理要員の教育訓練)

H19年9月末 現在

目的	保守管理に求められる教育訓練項目についての問題点・要望事項の抽出し、教育訓練の改善に寄与する。	実施内容	1. 保守管理に関連する教育訓練の問題点・要望事項の抽出
要求事項	(1) 保守管理に必要な教育・力量の明確化		

具体的な行動計画

実施項目	スケジュール (平成19年度)												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
1. 保守管理に関連する教育訓練の問題点・要望事項の抽出														

一凡 例一
▽□：計画, ▽■：実績

- ・ 第2WG (保守管理要員の見直し) の中で活動 (2回/週)
- ・ 教育・訓練内容の分析結果確認中
- ・ 8月に保修員に教育・訓練についての意見募集

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価 (終了時に記載)	備考 (懸案事項他)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の教育・訓練の分析中 (進捗率：90%) ・ 教育・訓練について保修員に意見募集 ・ 全体集約中 	<p>(検証方法)</p> <p>なし</p> <p>(検証結果)</p>		

実施箇所： 電源事業本部（原子力）
 アクションプラン進捗管理表（AP3（1） 不適合管理，是正処置，予防処置のシステム検討）

平成19年9月末 現在

目的	不適合の是正処置，予防処置を機能的かつ有効に実施するためのシステムを構築する。	実施内容	1. 効果的なシステム検討 不適合管理に係る効果的なシステム（グレード別の管理方法，検討会議のあり方等）の検討，構築を行う。 2. グレード分けの検討 機器の重要度に応じたグレード分けの見直し，改善を行う。 3. データ分析活用方法の検討 不具合等に係るデータ分析，活用方法の仕組み，ルールを検討し，要則を整備する。 4. 要領書改正 構築したシステムを試行・検証し，要領書を改正する。
要求事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ QMS 関係者意見への対応 不適合に関する管理の程度（識別の方法の程度，不適合処置方法の程度，不適合記録の程度等）が明確でない。不適合に重要度がなく，全て発電所長の承認となり負担である。 ・ 保安検査での指摘事項への対応 ①組織の階層毎に不適合管理の判断基準を定めることを許容する仕組みのため，組織が一体となって取り組むべき継続的改善に結びつく重要な活動の一つである是正処置が適切に実施される状況になっていない。 ②マネジメントレビューへのインプット情報がQMS全体の改善に寄与する運営となるよう「データ分析」プロセスを構築する必要がある。 ・ 設備点検 29 事案の要因分析結果（不適合管理ルールが明確でない等「不適切管理の不備」）への対応 		

具体的な行動計画

－凡 例－
 ▽□：計画，▼■：実績

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
1. 効果的なシステム検討 （暫定運用の評価を含む）					▽									
	■ 検討													
2. グレード分けの検討					▼8/23									
	■ 検討				▼8/27									
3. データ分析活用方法の検討					▼8/23									
	■ 検討				▼8/27									
4. 要領書改正									▽					
									■ 試行・検証・変更					
													■ 本格運用	

以下の時期にQMSチーム等へ報告

H19.8.23：細則，二次要則をQMS検討チームへ報告
 H19.8.27：細則，二次要則をQMS検討委員会へ報告

H19.12：2次文書，3次文書の改正状況

現在の状況	対策の検証方法と検討結果	自己評価	備考（懸案事項他）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適合管理検討会及び是正処置WGを暫定運用中 ・ 不適合管理・予防処置 試行・検証をほぼ終了。今後，試行・検証で得られたデータを分析し，グレード分けの考え方が妥当かつ有効であることを確認する予定。 	（検証方法） AP1(2),(3)と同じ （検証結果）		

実施箇所： 電源事業本部（原子力）
 アクションプラン進捗管理表 (AP3 (2) 根本原因分析の的確な実施)

平成19年9月末 現在

目的	分析手法を習熟するとともに、確実な是正処置、予防処置に資するため根本原因分析活動を行う。	実施内容	1. 新たな分析手法の調査 現在、採用している手法以外のRCA手法について、他社その他異業種の調査を実施する。
要求事項	<ul style="list-style-type: none"> ・実用炉規則が改正（8/9 告示）されたことに伴い、平成19年11月末（保安規定変更申請）までに根本原因分析の方法及び実施体制を明確にする必要がある。 ・安全管理技術評価WG意見への対応として、分析をより有効とするため新たな手法に取り組む必要がある。 ・設備点検29事案の要因分析結果（不適合管理ルールが明確でない等「不適切管理の不備」）への対応 		2. 根本原因分析要領書の整備 分析手法、対象事象スクリーニング基準等のRCA運用に係る要領書整備を行う。 3. 根本原因分析活動 年間2件以上の分析活動を行い、その分析結果をもとに、必要に応じてQMSの見直しを行う。 4. 情報収集 中央大会議、RCA研修会へ参加し、RCA手法や国の要求事項の情報を収集する。

具体的な行動計画

－凡 例－
 ▼□：計画、▼■：実績

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
1. 新たな分析手法の調査		▼5/18 電中研レビュー	▼6/4 QMS検討チーム											
2. 根本原因分析要領書の整備					▼8/23									
					▼8/27									
3. 根本原因分析活動		▼5/8 QMSチーム				▼9/19								
4. 情報収集														

以下の時期にQMSチーム等へ報告
 H19.4.2：RCA年間活動計画
 H19.5.18：2件（島根1号機高圧注水ポンプ駆動用タービンからの漏洩、島根1号機給水加熱器使用前検査不適合）のRCA活動計画
 H19.6.14：調査・試行結果
 H19.8.23：分析手法、手順をQMS検討チームへ報告
 H19.8.27：分析手法、手順をQMS検討委員会へ報告
 H19.9.19：2件の分析結果を発電所へ説明
 H19.11：根本原因分析要領書の試行結果

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価	備考（懸案事項他）
<ul style="list-style-type: none"> ・2件の事例分析を終了。再発防止対策を検討中。 ・調査及び情報収集を継続実施中 H19.2.22：電中研手法を調査 H19.3.15～16：RCA研修会に4名派遣し、各種手法を調査 H19.5.22～23：RCA研修会に4名派遣し、上記手法の事例研修に参加 H19.5.31：電中研主催の情報交換会に3名派遣 H19.7.11：RCA研修会に5名派遣し、データベース事例の分析研修に参加 ・これまでの調査結果及び中央大会議の情報を踏まえ、根本原因分析手順書を検討中 	(検証方法) AP1(2),(3)と同じ。 (検証結果)		

実施箇所： 電源事業本部（原子力）
 アクションプラン進捗管理表 (AP4 (1) マネジメントレビューのシステム構築 (2) 効果的なマネジメントレビューの実施, (3) 品質方針の改正)
 H19年9月末 現在

目的	トップマネジメントがその役割と権限を十分に発揮できる、マネジメントレビューのシステムを構築する。	実施内容	(1) マネジメントレビューのシステムの構築 ①システムの構想整理 現行システムの調査、問題点の整理を実施し、他社のシステムを調査する。 ②マネジメントレビュー要則（共通文書）を策定する。 効果性を高める活動ができるよう要則の整備を行う。 ・インプット項目の整理、アウトプットのフォローの仕組み、適切な開催時期設定 等 ③関係箇所との調整 適宜関係箇所と調整を行う。 ④評価 秋以降に実施予定のマネジメントレビューに今回、作成の要領を仮適用し、関係箇所からの意見を聴取し検証を行う。 (2) 効果的なマネジメントレビューの実施 (3) 品質方針の改正、品質目標の設定
要求事項	・QMS再レビュー（JEA04121の改善策の反映） ・保安検査での指摘事項への対応 ①インプット情報の整理 ②アウトプットが業務に業務に反映できる仕組みが十分でない。 ③資源の必要性を明らかにして提供する仕組みがない。 ④開催時期が実施部門と監査部門とでずれが生じている。 等 ・設備点検 29 事案の要因分析から「工程優先等経済性重視の考え方」「コンプライアンス意識」「法令・保安規定等に対する判断・遵守の考え方」等に問題がことの対応。		

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
(1) マネジメントレビューのシステムの構築		他社調査 ▼5/29												
①システムの構想整理		構想の整理 ▼5/22												
②要則の整備			▼6/9 ▼6/28 ▼6/4 ▼6/13 ▼7/12 ▼8/9 ▼8/7 ▼9/7 ▼8/27 ▼9/20											
③関係箇所との調整			電話・メールで随時調整											
④検証						▼9/7 ▼9/20								
(2) 効果的なマネジメントレビューの実施	▼4/1													
(3) 品質方針の改正	▼4/2													
品質目標の設定	▼4/2		▼6/8 実施											

具体的な行動計画

一凡 例一
 ▼□：計画, ▼■：実績

(1) マネジメントレビューのシステムの構築

- ・H18年度 四国 (11/26)、九州 (11/24) 調査
- ・H19.5.22 方向性についてGr会議
- ・H19.5.29 東北電力の仕組み聞き取り
- ・H19.6.4 要則0次案提示
- ・H19.6.9 発電所、考査、本部でコア部分検討
- ・H19.6.13 要則1次案提示
- ・H19.6.28 要則2次案提示
- ・H19.7.12 要則3次案提示
- ・H19.8.7 発電所と打合せ
- ・H19.8.9 要則4次案提示
- ・H19.8.27 要則5次案提示
- ・H19.9.7 要則6次案提示（レビュー）
- ・H19.9.20～要則7次案提示（妥当性確認）

(2) 効果的なマネジメントレビューの実施

- ・H19.4.1 マネジメントレビューの変更
経営会議⇒社長報告へ変更
- ・H19.6.8 マネジメントレビュー実施

(3) 品質方針の改正

- ・H19.4.2 品質方針の改正、品質目標の設定

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
<ul style="list-style-type: none"> ・決定した文書体系および作成した文書作成ガイドラインに基づき、各文書の作成作業を実施。 ・細則案、マネジメントレビュー要則概要を策定（8月23日チーム提出、8月27日検討会了承） ・試行・検証案計画を策定（8月23日チーム提出、8月27日検討会了承） ・試行・検証（レビュー）の開始（8月28日～） 	文書が、当初の目的とおりに有効に策定されており、かつその文書によって業務がスムーズ実施できることをレビュー、検証、妥当性確認の3段階に分けて確認する。 「レビュー」 ・方向性の関係者間における理解・合意 「検証」 ・JEA04111への適合、JEA04121shall事項の適切な取込みおよび明確化した課題の改善		

	<ul style="list-style-type: none">・一次文書, 二次文書のインターフェース・整合 「妥当性確認 (シミュレーション)」 <ul style="list-style-type: none">・現場の運営が本文書とおりに廻ること・現場にとって分かりやすく使い易いこと (検証結果)		
--	--	--	--



【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 ○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 ○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表（AP4（4） 内部監査のあり方）

平成19年9月末現在

目的	保安検査での指摘事項を踏まえ、QMSの改善に資するため、内部監査体制の充実、自己評価を導入する。		
要求事項	①保安検査における指摘事項への対応 <ul style="list-style-type: none"> 評価できる取り組みが実施されてきたにも関わらず、QMS全体の仕組みとプロセスに関する本質的な改善に結びついていない。 独立監査部門の内部監査については、実施部門から独立した監査部門として、実施部門では果たせない視点での監査の取り組みを行なう必要がある。 実施部門における内部監査は「プロセスの監視」と位置付けられているが、現実には、改善に結びつくような指摘事項がない。 ②考査部門からの提言 <ul style="list-style-type: none"> 適合性確認だけでなく有効性・効率の改善につながる内部監査とする必要がある。 QMS活動を推進できる人材を育成する必要がある。 	実施内容	1. 内部監査体制の充実 実施部門と監査部門が双方に分担して監査を行う仕組みを構築する。 2. 自己評価の導入 米国原子力発電所における自己評価活動を調査する。 JIS9006を参照し、目的、しくみ、手順等を新たに構築する。 3. 要領の整備 1. 2. の仕組み・手順を要領類に反映する。

具体的な行動計画

一凡 例一
 ▽□：計画、▼■：実績

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
内部監査体制の充実				▼7/18										
				内部監査員養成（実施部門）										
				監査ノウハウの提供（監査部門）										
										基本計画				
内部監査要則の整備					▼8/27									
					▼8/23									
											年度計画			
自己評価制度の導入														
				▼7/10										
				米国原子力発電所における自己評価活動調査										

以下の時期にQMSチーム等へ報告

- 内部監査体制の充実
 - H19.7.18：方針、監査員養成計画
 - H19.8.23：内部監査要則のQMSチーム報告
 - H19.8.27：内部監査要則のQMS検討委員会報告
 - H20.1：要領修正内容
 - H20.2：基本計画
 - H20.3：年度計画
- 原子力部門が自己評価を行う制度の導入
 - H19.10：自己評価計画書、米国における自己評価活動
 - H20.1：修正内容の確認、米国における自己評価活動基本計画の確認
 - H20.3：手順書

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価	備考（懸案事項他）
<ul style="list-style-type: none"> 5/21：ベンチマーキングとして沖電気の内部監査実施状況を調査 6/15：ベンチマーキングとして関西電力の内部監査実施状況を調査 米国原子力発電所における自己評価活動を調査中 原子力監査要則（案）について、社内レビューを終え、社内コメントを検討中。 	（検証方法） AP1(2)、(3)と同じ （検証結果）		



実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表（AP5（2）外部コミュニケーションの改善）

H19年9月末 現在

目的	(1) 規制に関する情報の入手・伝達方法や処理・活用方法について、プロセスを明確にする。 (2) 共有すべき情報については、主管箇所、共有化の窓口、伝達ルールを定め、確実な共有化を実施する。	実施内容	(1) 現在、各組織が入手している情報及び入手する必要がある情報について棚卸しを行い、それらの情報について、外コミに相当する情報を選択する。 (2) 選択した情報について現状のプロセスをレビューし、確実に入手し、処理・活用する手順を策定する。 (3) 策定した手順を、QMS文書再構築における外部コミュニケーション要則策定作業のインプットとして、要則に織り込む。
要求事項	(1) H18年第2回保安検査（外部の情報についてどこから、どの情報を入手し、それをどのように処理、活用するかというシステムがない）への対応。 (2) QMS高度化の課題：外部文書を本部・発電所で咀嚼して共有できるようにする必要があることへの対応（RCA）。 (3) トップマネジメントの意向（コミュニケーション充実、情報共有化）への対応。		

具体的な行動計画

－凡 例－
 ▽□：計画, ▽■：実績

実施事項	スケジュール																	
	H18年度			H19年度												H20年度		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	上	下	
(1)外部コミュニケーションの改善実施																		
①情報の棚卸、選別						■	■											
②現在のプロセスのレビュー、入手・処理・活用する手順策定							■											
③策定した手順を織込み、外部コミュニケーション関連手順作成						■	■	■	■									
④各種委員会からの情報																		

- ・6月11日：計画キックオフ
- ・6月14日：チーム会提出
- ・6月20日：保安検査説明
- ・6月29日：棚卸終了
- ・7月24～25日：要則作成（手順の確認）
- ・8月：試行・検証開始
- ・9月：試行・検証

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
<ul style="list-style-type: none"> 各担当で入手している情報の棚卸を終了。 手順の作成（既存の手順の確認）。 要則作成。 試行・検証開始。 	<p>（検証方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> AP1（7章QMS文書の変更、文書、活動のスリム化）の試行・検証の中で実施。 <p>（検証結果）</p>		

実施箇所： 電源事業本部（原子力）アクションプラン進捗管理表（AP5(4)安全文化醸成）

H19年9月末 現在

目的	QMS高度化で実施してきた取組みを加速して安全文化醸成施策を実施し、不適切な事象が再発しない組織風土を確実なものとしていくとともに、国からの要求に対応できるような施策を策定・実施する。		(1) 現行活動の評価、速やかに実施する取組みの選定・実施(H19.5月～10月) 国が整備中の「規制当局が事業者の安全文化・組織風土の劣化防止に係る取組みを評価するガイドライン」における安全文化醸成の取組みを把握する14の項目に当社の現状の安全文化醸成活動を照らし、活動等が不足していると考えられる安全文化の要素を整理する。さらに、速やかに実施していく取組みを選定し実施する。 (2) 中期的な活動の検討、実施(H19.10月～) 安全文化醸成の取組みについての評価結果を分析し、他社の良好事例等を参考にして、中期的な活動計画を明確にする。そして、追加施策を策定し、実施に移す。 活動計画において策定する内容：「体制、仕組み」、「施策、評価法」、「ヒューマンファクターの検討体制、仕組み」 (3) H19年度の活動の評価、次年度活動の検討(H20.1月) H19年度の活動が実効あるものになっているか、不足している活動要素は何か等について評価し、活動計画を見直すとともに、マネジメントレビューへのインプットとする。
要求事項	(1) RCAにおける「トップマネジメントおよび本部経営層の「安全文化の意識浸透」に対するリーダーシップを十分発揮させるQMSとする」ことへの対応。 (2) 安全管理技術評価WG意見「「安全最優先」の考え方の浸透が重要」への対応。 (3) 発電設備総点検での不適切な事象についての要因分析から、「コンプライアンス意識の不足」「工程優先等経済性重視の考え方」「法令・保安規定に対する判断・遵守に対する考え方」「社内規定・要領に対する判断・遵守に対する考え方」「事業者としての説明責任」等に問題があることへの対応。 (4) H19年12月の保安規定改定で記載する安全文化醸成のための体制を含めた検討。 (5) H20年度から実施される、安全文化の劣化防止に係る保安検査への対応。 (6) 人的過誤の不適合事象に係る取組みにおける保安検査等への対応。	実施内容	

実施事項	スケジュール														備考		
	H18年度			H19年度									H20年度				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
(4)安全文化醸成施策の実施																	
①個別施策の実施(RCAからQMS高度化としての取組み) ・講演会の実施 ・社長のビデオレターの作成 ・モラル教育の実施 ・コンプライアンス教育 ・積極的な情報公開の推進 ・ふれあい活動の実践 ・協力会社との親睦行事の実施 ・提案箱の設置																	
②現行活動の評価																	
③速やかに実施する施策の選択、実施例 ・管理責任者メッセージ ・技術者倫理教育の推進 ・異業種間交流 ・組織風土評価活用(原技協等) ・eラーニング活用 ・法令、社内規定教育																	
④保安規定の改正検討																	
⑤中期的な活動の検討・策定 ⑥追加施策の実施 ⑦活動の評価、次年度の検討 ・体制、仕組み ・施策、評価法 ・ヒューマンファクター																	
⑧安全文化ガイドライン検討 安全文化検討委員会等																	

—凡例— ▽□:計画, ▼■:実績

個別の施策実施

▽(3/26)経営層向け講演会
▽(3/27)品質保証所内講演会
▽(4/19)原子力エネルギー月間安全講演会
▽収録(5/9)
▽3/7(H18年度分)
[CSRの計画により全社的に実施]
▽10月(H19年度分)
▽9/11
▽7月末～8月上旬計画

現行活動の評価

安全文化ガイドラインを参考に現行活動を評価

施策の実施

速やかに実施すべき施策を選択し実施する

▼実施(6/29)
▼アセスメント事前会議(9/12)
▼アセスメント受診決定(8/23)実施(8/29)決定
▼保安申請(9/28)
▼省令公布(8/9)
▼保安認可予定(12/14)

改正検討

安全文化醸成のための体制を保安規定に記載

▽保安認可予定(12/14)

中期的な活動

自己評価結果をもとに中期的な計画を策定

追加施策の実施

評価

活動に実効があるか評価し次年度につなげる

マネジメントレビュー

会議への参画、情報の収集

・3/26:東京大学飯塚教授
・3/27:原子力安全委員会
防災部会委員吉村秀賢氏
・4/19:北村正晴氏

2号定検終了後～1号定検開始までの間に全社員で実施予定

アセスメント受診 10月17～19日

6月11日計画キックオフ
6月14日チーム会提出
6月20日保安検査説明
7月02日打合せ(評価分担決定)
8月09日評価終了
8月20日追加施策等検討
8月23日アセスメント受診決定
8月29日eラーニング実施決定
9月12日アセスメント事前会議
(実施日決定10月17～19日)
9月21日INSS意見交換
9月28日保安規定変更申請

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価	備考(懸案事項他)
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 現在実施中の施策について、実施状況をフォロー中。 ▪ 現在の活動内容の評価について、評価方法、分担を決定し評価中(評価終了予定7月20日) ▪ 評価を実施し、早急に実施する施策として以下の2件を決定し実施 <ul style="list-style-type: none"> eラーニング(JANTI) <ul style="list-style-type: none"> ▪ 8月29日依頼文書発信 安全文化アセスメント(JANTI) <ul style="list-style-type: none"> •9月12日公式事前会議 •実施日決定(10月17~19日) ▪ その他の追加施策の実施について検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ アンケート、試験、意見交換等により、理解度、浸透度を把握する。 ▪ 		

実施箇所： 電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表 (AP6 (1) QMSの教育の改善 (QMS関係分))

H19年9月末 現在

目的	原子力安全に係る業務に従事する全要員に対し、JEAC4111の基本的な理解を習得させる。 管理職及びQMS活動の主導的な推進者に対し、QMSのより深い知識を習得させることにより「キーマン」を養成し、QMS活動の全体の底上げを図るとともに、より有効な活動にする。	実施内容	1. 改善した教育計画の策定およびその確実な実施 (1) 階層別教育の計画的実施 (2). 全体集合教育の計画的実施 2. 新しい教育プログラムの導入 個々の要員自らが、主体的にQMSの基本を学び理解を深めることを目的として、e-ラーニングによるQMS教育(JEAC4111の概要：制定の経緯、特長、原子力発電所における品質保証活動等)を導入。
要求事項	1. 平成18年度に実施したQMSレビュー結果の反映 (1) 現場の生の反映 (JEAC4111の理解不足、抽象的な表現が多くてなじめない、管理職のQMSに関する理解度が十分でない) (2) 根本原因分析からの課題 (QMS教育の充実を図る必要がある) 2. 発電設備総点検での不適切な事案についての要因分析から判明した、「不適合管理の不備」の問題を解消する必要がある。		

具体的な行動計画

実施項目	スケジュール (平成19年度)												平成20年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	
1. 教育計画の策定及び改善	教育計画の策定		▼検討会	QMS教育の改善検討				▼検討会	▽				▽	次年度教育計画に反映	
2. 階層別教育の計画的実施		▼	▼	▼	▼	▲		▽	▽	▽	▽	▽	△	継続実施 (適宜計画見直し)	
3. 全体集合教育の計画的実施		▼	▼				▽	△		△	▽			継続実施 (適宜計画見直し)	
4. e-ラーニングの導入			▼導入決定	▼製作開始				△		△				導入・運用	
	導入検討			製作										改善・強化	

○計画
 ・ H19. 4. 6 : 平成19年度教育・訓練計画の策定 (原子力部門)
 ・ H19. 6. 1 : e-ラーニングの導入決定
 ○階層別教育
 ・ H19. 5. 22-23 : 品質保証監査員の研修 (ISO9001 内部監査員コース) (第1回)実施
 ・ H19. 6. 14 : 品質保証教育 (新入社員) 実施
 ・ H19. 7. 10-11 : 品質保証監査員の研修 (第2回) 実施
 ・ H19. 7. 5-7 : 第2.3回 RCA 研修実施
 ・ H19. 8. 27-31 : 品質保証審査員のISO研修実施
 ・ H19. 8. 29-30 : 品質保証監査員の研修 (第3回) 実施
 ・ H19. 8. 27-31 : 品質保証審査員コースの研修実施
 ・ H19. 9. 19-20 : JEAC4111-2003 コースII 研修実施
 ○集合教育
 ・ H19. 5. 24~ : 平成19年度品質保証に関わる社長ビデオメッセージ配信および視聴
 ○QMS教育改善検討会
 ・ H19. 6. 8 : 第1回 QMS教育改善検討会実施
 ・ H19. 9. 25 : 第2回 QMS教育改善検討会実施

現在の状況	対策の検証方法及び検証結果	自己評価 (終了時に記載)	備考 (懸案事項他)
<ul style="list-style-type: none"> 改善した本年度の教育・訓練計画に基づき、QMS教育を計画的に実施している。 e-ラーニングの導入決定。 第1回QMS教育改善検討会(準備会)を開催し、今後の検討方法を決定した。 e-ラーニングの製作中(原稿作成、ナレーション録音済。) 	<p>(検証方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> QMS教育改善検討会において、教育・訓練の受講者から提出される「教育・訓練実績報告書」等により当該教育訓練の有効性及び今後の改善事項を評価・検討する。 <p>(検証結果)</p>		

実施箇所： 電源事業本部（原子力）
 アクションプラン進捗管理表（AP6（1）QMSの教育の改善（法令遵守のための保安教育の徹底）

H19年9月末現在

目的	・原子力安全に係る業務に従事する全要員に対し、法令遵守の定着をはかる。 （法令遵守教育は、保安規程・保安規定それぞれからの要求に基づき実施する。）	実施内容	1. 法令遵守のための教育カリキュラムの検討整備 2. 新教育カリキュラムによる保安教育の実施 3. アンケートおよび理解度確認問題の作成
要求事項	・発電設備総点検での不適切な事案についての要因分析から、判断・遵守に対する考え方の問題点が判明した。「コンプライアンス意識の不足」「法令・保安規定に対する判断・遵守の考え方の甘さ」「社内規定、要領に対する判断・遵守に対する考え方の甘さ」の問題を解消する必要がある。		

具体的な行動計画

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
1. 教育カリキュラム検討				▼7/13 検討会		9/25 ▼打合せ	▽検討会（教育計画の変更）							
2. 平成19年度保安教育の実施				検討										
3. 平成19年度保安教育の実施結果評価および平成20年度保安教育への反映・実施													▽検討会（次年度計画）	
													▽検討会（前年度教育訓練の効果等検討）	
													改善・強化	

－凡 例－
 ▽□：計画、▼■：実績

検討会：教育訓練検討会

- ・7/13 第2回教育訓練検討会にて、保安規程の変更について付議。保安規定関係にあわせてカリキュラムを検討することとした。
- ・7/27 電源事業本部品質保証運営委員会にて第2回教育訓練検討会検討事項報告
- 9/11 の保安検査（AP6 関連）で、保安規程。保安規定それぞれからの要求があることが分かるように記載するよう指示あり。→目的の記載追記。
- 9/25 発電所・本社の品証担当と意見交換実施。当初、CSRが準備を進めているコンプライアンス研修と合体した研修を検討してきたが、今年度は外部講師による研修を企画することとした。
- 9/25 CSRコンプライアンス担当へ講師の紹介を依頼。
- 10/1 外部講師の紹介を受け、日程調整開始。
- 10/3 日程を決定。発電所へ通知。内容の検討開始。

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
<ul style="list-style-type: none"> ・7/13 第2回教育訓練検討会にて、保安規程の変更について付議。この中でコンプライアンスおよび法令遵守の教育項目を追加することを情報提供した。これに合わせ、保安規定のコンプライアンスおよび法令遵守の教育について検討していくこととした。 ・外部講師と、研修内容・進め方について調整を進める。 	<p>（検証方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育実施前後において受講者へのアンケートおよび理解度確認結果を比較し、評価する。 <p>（検証結果）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・H19年9月末までに保安教育の一環として法令遵守を導入するため、保安規定の変更申請を行う。 ・AP5で行う「安全文化の醸成」との調整が必要。

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP6(2) 品質保証センターによる活動支援)

H19年9月末 現在

目的	QMSの認識を高め業務のツールとして活用できるようにし、またPDCAが十分に回るようにする。	実施内容	1. 品質保証センターのスタッフが発電所各課が取り組む検査対応、不適合管理（日常業務）等においてアドバイス等の支援活動（サポート）を行うことにより、説明責任を果すためのQMS理解度向上を支援し、合わせて、検査担当課の負担軽減および効率的な業務運営つなげる。 2. QMS試行・検証段階等での使いやすい観点からの提案（不適合管理関連）
要求事項	1. 発電所員のQMSに対する認識の充実を図る。 ・ 各自が製品である原子力安全の説明責任を果すために、QMS理解度向上の支援。		

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
1. 品質保証センターのスタッフが発電所各課が取り組む検査対応、不適合管理（日常業務）等において、アドバイス等の支援活動（サポート）を行う。 ・ 保安検査 ・ 定期事業者検査 ・ 不適合管理（日常業務）等 ・ QMS試行・検証段階等での修正提案（不適合管理関連）														

一凡 例一
 □ : 計画, ▼ : 実績

2号機

1号機

試行・検証段階

- ・ 6/5~6/29 保安検査対応支援活動
- ・ 5/14~定期事業者検査安全管理審査（文書審査含む）対応支援活動
- ・ 4/1~不適合管理（日常業務）等支援活動
- ・ 8/21 QMS文書試行・検証について打ち合わせ
- ・ 8/28~30 QMS文書試行・検証のうちレビュー
- ・ 9/3~9/28 保安検査にてQA（セ）同席しQMSに係わる規制要求事項、当社弱点および改善に向けた取り組みの方向性把握実施・支援
- ・ QA（セ）支援・確認・活動関連
- 9/26 不適、是正処置シュミレーション実施；M保、発 予防処置シュミレーション実施；技・品
- 9/28 不適、是正処置シュミレーション実施；E保、安 内コミ、M/Rのシュミレーション実施；品 文書・記録のシュミレーション実施；総務、品、本部
- 10/1 設計開発のシュミレーション実施；品、保管；
- 10/2 設計開発のシュミレーション実施；E保、M保
- 10/3 調達シュミレーション実施；保管、安、発

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
1. 保安検査、定期事業者検査、不適合管理（日常業務）等について適宜必要により品質保証センターが各課をサポートしている。 2. QMS試行・検証段階に入ったばかりで現時点においては未だ修正提案の段階にない。	1. 業務の中で適宜取り組む活動であることから対策の検証方法等について特に定めない。なお、改善活動に密接に関係する不適合管理の仕組みについてはこの度初めてグレード分けの概念を適用することから、業務のツールとして活用できることを試行・検証段階のシュミレーションにおいてQAセンター員を参加させて確認する。		

実施箇所： 電源事業本部（原子力）
 アクションプラン進捗管理表 （AP6（3）技術継承施策の実施（力量の明確化））

H19年9月末 現在

目的	効果的な人材育成と技術力の向上を図る。	実施内容	1. 新力量の詳細検討 各課・担当別の業務遂行に必要な力量を抽出および設定する。 2. 教育訓練カリキュラム策定 上記の力量取得のための教育訓練カリキュラムを策定する。 3. 教育訓練の有効性評価 確認試験問題作成
要求事項	・保安検査での指摘事項への対応（原子力安全に係る業務に従事する要員に対し、共通的な力量について作成し、運用しているが、業務に適合した力量についても設定の必要がある。） ・知識に関する知識不足を補うための教育訓練カリキュラムを策定する必要がある。 ・実施した教育・訓練の有効性評価方法について、検討する必要がある。		

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
3. 概念検討		▼5/10教育訓練検討会		▼7/13教育訓練検討会										
4. 新力量の詳細検討					▼WG設置			新力量の詳細検討					新力量制度の導入	
3. 教育訓練カリキュラム策定								検討・策定					教育の実施	
4. 確認試験問題作成								問題作成 教育訓練検討会方針スケジュール					一部導入・継続作成	

- 凡 例 -
 ▼□：計画, ▼■：実績

- 5/10 教育訓練検討会を実施
新力量原案について検討
- 7/13 第2回教育訓練検討会において、WGでの検討事項を決定。
- 7/27 電源事業本部品質保証運営委員会にて第2回教育訓練検討会検討事項報告
- 8月より各WGにて検討開始

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
・新力量の設定方法について、原子力部門の各教育訓練主管箇所にて検討中。 ・7/13 第2回教育訓練検討会において、WGでの検討事項を決定。 ・本部、発電所、建設所各WGにて担当毎の教育訓練項目策定中（WG開催日：本部：8/31, 9/27, 発電所：8/23, 9/6, 建設所：9/3, 18）	（検証方法） ・確認試験の導入・実施 （検証結果）		

■■■ 信頼回復・企業再生に向けた具体的施策のスケジュール表 ■■■

【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 ○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 ○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP6(3)) 技術継承施策の実施(暗黙知の形式知化施策の実施)

H19年9月末 現在

目的	作業における暗黙知を形式知化する。	実施内容	1. ノウハウに関する記載を充実した2号機作業手順書の見直し
要求事項	(1) 作業手順書の中にノウハウに関する記載を充実させる。		

具体的な行動計画

ー凡 例ー
 ▽□：計画、▽■：実績

実施項目	スケジュール (平成19年度)												平成20年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期		
1. ノウハウに関する記載を充実した2号機作業手順書の見直し	■				▨											
					通常業務の中で継続的に改善											

- ・ 2号機第14回定検の作業手順書にノウハウに関する記載を充実させるよう見直し作業を実施済み。
- ・ 手順書策定完了

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価 (終了時に記載)	備考 (懸案事項他)
・ 2号機第14回定検の作業手順書にノウハウに関する記載を充実させるよう見直し作業完了 ・ 手順書策定中 (10%) (今後、保守管理関連3次文書へ反映する)	(検証方法) なし。 (検証結果)		



【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。
 ○ 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
 ○ 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP7(1) 協力会社とのコミュニケーション方策改善)

H19年9月末 現在

目的	協力会社と十分なコミュニケーションをとる	実施内容	1. 協力会社とのコミュニケーションの分析と改善
要求事項	(1) 協力会社へ、調達要求事項を確実に伝える。 (2) 協力会社から、設備情報・改善要望事項等を得る。 (3) 協力会社とのコミュニケーションの明確化		

具体的な行動計画

実施項目	スケジュール (平成19年度)													平成20年度		・第2WG (保守管理要領の見直し) の中で活動 (2回/週) ・改善策の要否について検討中
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期		
1. 協力会社とのコミュニケーションの分析と改善			■		□	□										

ー凡 例ー
 □: 計画, ■: 実績

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価 (終了時に記載)	備考 (懸案事項他)
<ul style="list-style-type: none"> 現状のコミュニケーションの分析終了 (7月末: 目標どおり) 分析結果に基づく改善策の要否について検討中 (進捗率: 90%) 	(検証方法) 第2WGでの評価 (検証結果)		



- 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
- 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

実施箇所：島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表（AP7(3)調達管理要領の見直し）（AP7(4)発注仕様書の見直し）

H19年9月末 現在

目的	調達管理を適切に実施する。	実施内容	1. AP7(3)調達管理要領の見直し 2. AP7(4)RCA等発注仕様書の見直し
要求事項	(1) JEAG4121-2005(2007年追補版)		

具体的な行動計画

－凡 例－
▽□：計画，▽■：実績

- ・JEAG4121 改定情報の収集
- ・調達管理要領の策定中

実施項目	スケジュール（平成19年度）													平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	
1. AP7(3)調達管理要領の見直し						■	■								
JEAG4121-2005(2007年追補版)の要求事項を反映した調達管理要領の策定															
2. AP7(4)発注仕様書の見直し						□									
調達管理要領を満足する標準発注仕様書の策定・QMS文書への反映															

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
<ul style="list-style-type: none"> ・JEAG4121 改定情報の収集（パブコメ版入手） ・調達管理要領の検証作業実施済み（コメント中） ・調達管理要領策定中（進捗率：10%） 	<p>（検証方法） AP1第7章の調達管理の検証の中で実施</p> <p>（検証結果）</p>		

実施箇所：電源事業本部(原子力)

H19年9月末 現在

アクションプラン進捗管理表(AP7(5)保安の措置のために構ずべき措置)

目的	発電設備の総点検結果を踏まえて、保安をより確実に確保させるため、要領書、作業手順書等保安に関する文書について保安規定に定め、これを遵守する。	実施内容	保安の措置のために講ずべき処置 (1)の対応 要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確化されていること。 ○原子炉施設の保安活動で使用する文書について、体系的なつながりが明確に示され適切に管理されている。 ○原子炉施設の保安活動で使用する文書の承認者が明確に定められている。 (2)の対応 ブランドメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会やPWR事業者協議会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。
要求事項	(1)作業手順書等を適正に作成しこれを遵守した保安活動 (2)メーカーの安全技術についての情報を電力事業者間で共有しうるために必要な管理上の措置		

具体的な行動計画

－凡 例－
▽□:計画、▼■:実績

実施事項	スケジュール																		進捗状況、今後の予定	完了事項		
	H18年度			H19年度									H20年度									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
保安の措置のために講ずべき処置						▼						▽										
①作業手順書等を適正に作成しこれを遵守した保安活動						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
②メーカーの安全技術についての情報を電力事業者間で共有しうるために必要な管理上の措置						■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

現在の状況	対策の検証方法及び検証結果	自己評価(終了時に記載)	備考(懸案事項他)
<ul style="list-style-type: none"> 6月30日バプロメ終了 8月9日公布 9月28日変更認可申請 12月14日施行 	<p>(検証方法)</p> <p>省令改正に対応した保安規定の改正、関係要領類の改正または新規制定がされていること。</p> <p>(1)保安規定変更申請(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 省令改正または審査内規の意図に沿った保安規定の改正が行われているかを保安院とのヒアリング等により確認する。 保安規定改正内容が妥当であるか原子力発電保安運営委員会にて審議する。 保安規定の改正方針をQMS検討委員会で審議する。 <p>(2)要領書類改正または制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 要領書類改正または制定が適用できるものとなっているか原子力発電保安運営委員会にて審議する。 要領書類改正または制定が適用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する。 要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証運営委員会(本部・発電所)にて審議する。 <p>(3)運用の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正または制定した要領類に準じた原子力発電所の保安活動が実施管理されていることを、適宜確認する。 <p>(検証結果)</p>		

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP7(6) 委託における検査業務の適正性を確保するためのルール設定)

H19年9月末

目的	法令に基づく検査業務のうち、定期検査中の検査は国が検査への立会いや検査方法の審査を行っていること、また、協定に基づく環境放射能の測定等については当社による測定や自動測定により行っていることから、検査業務全般を委託により実施している補助ボイラばい煙測定を検査業務適正性確保に向けた取り組み対象検査業務とし、データ改ざん防止等のルールを設定する。	実施内容	1. 改ざん防止のためのルールの設定 検査結果の透明性・正確性の確保ならびに確実なチェック等を通じた当社の当事者意識の涵養や管理・監督責任の適切な履行等の観点から、委託における検査業務のルール設定を行なう。 2. グループ企業との規律ある健全な取引関係の構築 当社と委託先の双方において恣意的な取扱いが生じることのないよう規律ある協力関係を構築する。 3. 法令遵守徹底等の教育の実施 検査業務等に係る法令の重要性や実務面の知識の向上に関する内容を織り込んだ教育を実施する。
要求事項	土用ダム問題等の再発防止策における法令に基づく検査業務の適正性確保のため、チェック体制の整備を図る。		

具体的な行動計画

実施項目	スケジュール (平成19年度)												平成20年度		備考			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期				
	一凡 例一 ▽□: 計画, ▽■: 実績																	
1. 改ざん防止のためのルール設定 ・手順書に改ざん防止の手順を定める。 ・改ざん防止ルール実施に係る委託先との調整。			■ 手順の策定															・6/29 委託先と報告等のルール設定に係る具体的内容について打合せを実施。 ・7/31 委託先へデータ改ざん防止のルール設定(案)、契約上の手続等について提示。 ・8/31 委託先へデータ改ざん防止のルール設定等の手続実施。 ・9/6 委託先からデータ改ざん防止のルール設定等に係る実施内容を記載した文書を受領。 ・9/7 手順書改正(測定に係る確認事項の追加)
2. グループ企業との規律ある健全な取引関係の構築 ・委託検査業務に関して第三者によるサンプル測定導入等の検討。 ・委託先との調整			■ 第三者によるサンプル測定導入等の検討					■ 委託先との調整										・7/5 委託先に当社の取り組み内容を説明実施。
3. 法令遵守徹底等の教育の実施 ・作業着手前に検査委託先の業務従事者及び当社の業務関係者に対し、教育を実施する。 ・教育効果の確認をアンケート等で確認する。 ・毎年度、業務委託着手前に教育を実施する。			▽														▽	
4. 内部監査 ・ルールの設定、実施状況等について内部監査を受ける。																	■ 内部監査	

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価(終了時に記載)	備考(懸案事項他)
1. 改ざん防止のためのルール設定 ・手順書の改正。(完了:9/7) ・実施に係る委託先との調整。(完了9/6) 2. グループ企業との規律ある健全な取引関係の構築 ・委託検査業務に関して第三者によるサンプル測定の導入等について検討中。 3. 法令遵守徹底等の教育の実施 ・6月1日に委託先の業務従事者及び当社の業務関係者に対し、教育を実施。	(検証方法) ・委託先の受託仕様書等に当社要求事項が記載されていることを確認する。 ・データ改ざん防止のためのルールが設定、実施されていること、委託先関係者教育の実施状況等について内部監査を受ける。 (検証結果)		

実施箇所：電源事業本部(原子力)

H19年9月末 現在

アクションプラン進捗管理表(AP8(1)原子炉主任技術者の独立体制)

目的	原子炉主任技術者がその保安の監督の責任を十分にできることまたその指示にしたがうことを確実にするため独立性が担保される組織体制とする		平成19年7月末までに、以下を反映した保安規定変更申請を実施 (1)の対応 ○発電所の保安活動に関する情報を入力し、法律および保安規定への抵触如何について判断し、必要に応じて保安に関し適切な指示ができるように、原子炉主任技術者が保安活動に関する情報を確実に入手できるように、原子炉主任技術者の職務等を定めた要領に明記する。 ○会議の成立性において、原子炉主任技術者の出席が必須な会議については、原子炉主任技術者が出席する旨を保安規定に明記する。 ○原子炉主任技術者は原子炉の保安に関し、職務・組織に縛られることなく、原子炉の保安を最優先と考え臨機応変に対応するため、原子炉の運転・保守に関する業務に関与しない部門から選任する。 ○原子炉主任技術者は発電所の保安組織が原子炉の保安に関する対応が十分でないと判断した場合、原子炉主任技術者としての牽制機能を十分に働かせることができるように、選任および処遇にあたっては発電所から人事面、組織面において独立させる。 ○保安規定上、原子炉主任技術者の代行可能な期間に期限がなかったため、代行者が任務を行う期限を設ける。正の原子炉主任技術者が期限を過ぎて職務を遂行できない場合は、新たに別の原子炉主任技術者を選任することを保安規定に明記する。期間は、原子炉主任技術者の選任・解任の手続きにかかる期間を踏まえ、1ヶ月とすることを原子炉主任技術者の職務等を定めた要領に明記する。
要求事項	(1)原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができることへの対応 (2)経営責任者に対して原子炉主任技術者が直接に報告をし、指示を受けることができる体制を確保することへの対応 (3)組織面、人事面等においても、発電所の保安組織から独立性が確保され、発電所長等の関与によって原子炉主任技術者が行う保安の監督に支障が生じないようにすることへの対応 (4)原子炉主任技術者の業務が著しく過大とならないようにすることへの対応	実施内容	(2)の対応 ○第9条(主任技術者の職務等)に、原子炉主任技術者は、第120条(報告)第1項に定める事象の報告を受けた場合、自らの責任において、事象を確認し、その確認したところに従い情報を社長に直接報告することを規定する。 ○原子炉主任技術者は、定期的および必要に応じ、安全上重要な機器の保安状況、運転管理および保守管理等の状況について社長へ直接報告することを規定する。 (3)の対応 ○原子炉主任技術者は原子炉の運転・保守に関する業務を兼務しないとともに発電所の保安組織に属さない、電源事業本部の専任部長から選任することにより、組織面からの独立性を確保する。 ○原子炉主任技術者は人事考課において所長の関与を受けないよう、発電所組織に属さない電源事業本部の専任部長を選任する。原子炉主任技術者の任命権については発電所の保安活動を統括管理している「電源事業本部長」が所長に委任・解任の権限を有する。ことに変更することにより、発電所における人事面での独立性を確保する。なお、現行の発電所作成の立案決定要領通知書に基づいた選任・解任の手続きは廃止し、今後は電源事業本部(原子力)にて原子炉主任技術者の選任・解任手続を行う。この場合、選任について、島根原子力発電所との調整は行わない。 ○発電所長の関与により原子炉主任技術者が行う保安の監督に対して支障が生じないように、発電所長は原子炉主任技術者の意見を尊重する旨を保安規定に明記する。 (4)の対応 ○原子炉主任技術者は原子炉の運転・保守に関する業務に関係しない電源事業本部より選任することになるため、著しく業務がとなることなく原子炉主任技術者の牽制機能を十分発揮できる。 ○現行、原子炉主任技術者は原子炉主任技術者としての職務の他、所長を補佐する副所長の職務を兼務しているが、今後、原子炉主任技術者の職務に専任させる(その他職務は行わない)ことにより、その職務が著しく過大とならない。

具体的な行動計画

一凡例
 ▽□:計画, ▼■:実績

実施事項	スケジュール(平成19年度)												平成20年度					進捗状況、今後の予定	完了事項	
	上期						下期						平成20年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			9月
(1)原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備																			保安規定改正 ・第1回ヒアリング(6/8) ・第2回ヒアリング(6/25) ・第3回ヒアリング(7/5) ・第4回ヒアリング(7/13) ・第5回ヒアリング(7/20) ・第6回ヒアリング(7/24) ・7月31日変更認可申請 GMS検討チーム(7/18) GMS検討会(7/24) 保安委員会(7/18) 本部運営会議(6/12) テレビ会議 発電所一本部(6/27) ○要領書類改正・制定 保安運営委員会(9/4) 保安委員会(9/5) 品質保証委員会(9/5)	保安規定改正 ①-1: 第1回ヒアリング議事 ①-2: 第2回ヒアリング議事 ①-3: 第3回ヒアリング議事 ①-4: 第4回ヒアリング議事 ①-5: 第5回ヒアリング議事 ①-6: 第6回ヒアリング議事 ①-3: GMS検討チーム資料 ①-4: GMS検討会資料 ①-5: 保安委員会資料 本部運営会議 ①-2: 会議資料 ①-6: テレビ会議 ①-7 保安運営委員会資料 ①-8 保安委員会資料 ①-9 品質保証委員会資料

現在の状況	対策の検証方法及び検証結果	自己評価(終了時に記載)	備考(懸案事項他)
<ul style="list-style-type: none"> ▪保安規定変更命令に対する保安規定の変更認可申請を7月31日に実施 ▪補正申請を8月21日に実施 ▪8月31日保安規定第49次改正認可 ▪9月12日施工 	<p>(検証方法)</p> <p>保安規定変更命令に対応した保安規定の改正、関係要領類の改正または新規制定がされていること。 および改正または制定した要領類に準じた運用がされていること。</p> <p>(1)保安規定変更申請(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪変更命令の意図に沿った保安規定の改正が行われているかを保安院とのヒアリング等により確認する ▪保安規定改正内容および保安規定改正に伴う運用事項が要領類へ反映できているか原子力発電保安運委員会で審議する ▪保安規定の改正内容および保安規定改正に伴う運用事項が要領類へ反映の方針をQMS検討委員会で審議する <p>(2)要領書類改正または制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安運営委員会で審議する ▪要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する ▪要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証運営委員会(本部・発電所)で審議する <p>(3)運用の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪原子炉主任技術者がその保安の監督の責任を十分果たせるよう発電所からの情報が入っていることを、適宜原子炉主任技術者の意見を聞き確認する <p>(検証結果)</p>		

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価(終了時に記載)	備考(懸案事項他)
<p>保安規定の変更(変更命令対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安規定変更命令に対する保安規定の変更認可申請を7月31日に実施 ・補正申請を8月21日に実施 ・8月31日保安規定第49次改正認可 ・9月12日施工 	<p>(検証方法)</p> <p>保安規定変更命令に対応した保安規定の改正、関係要領類の改正または新規制定がされていること、および改正または制定した要領類に準じた運用がされていること。</p> <p>(1)保安規定変更申請(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更命令の意図に沿った保安規定の改正が行われているかを保安院とのヒアリング等により確認する ・保安規定改正内容及び保安規定改正に伴う運用事項が要領類へ反映できているか原子力発電保安運委員会で審議する ・保安規定の改正内容及び保安規定改正に伴う運用事項が要領類へ反映の方針をQMS検討委員会で審議する <p>(2)要領書類改正または制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安運委員会で審議する ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する ・要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証運営委員会(本部・発電所)で審議する <p>(3)運用の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正または制定した要領類に準じた原子力発電所の運転管理がされていることを、適宜原子炉主任技術者の意見を聞き確認する。 <p>(検証結果)</p>		

実施箇所：電源事業本部(原子力)

H19年9月末 現在

アクションプラン進捗管理表(AP8(2)-2 保安規定の変更(省令改正／審査内規))

<p>目的</p>	<p>発電設備の総点検結果を踏まえた省令改正および審査内規に基づき、法令遵守体制(責任者の関与、安全文化醸成、情報の公開、国への報告)等に関する対応を明確にする。</p>		<p>保安規定の変更(省令改正／審査内規)(平成19年9月末までに変更認可申請、根本原因分析については11月末)</p>
<p>要求事項</p>	<p>保安規定の変更(省令改正／審査内規) (1)法令遵守のための体制に関すること(第16条一項第一号)(発電設備の総点検に係る行動計画(10)) (2)安全文化を醸成するための体制に関すること(第16条一項第二号)(発電設備の総点検に係る行動計画(10)) (3)事故等が発生した場合の原因を根本に遡って究明すること(第16条一項第十九号)(発電設備の総点検に係る行動計画(10)) (4)公開可能な安全上重要な情報の発信に関すること(第16条一項第二十二号)(発電設備の総点検に係る行動計画(10)) (5)原子炉主任技術者の独立性に関すること(第16条一項第四号) (6)作業手順書等の保安規定上の位置付けに関すること(第16条一項第二十号) (7)保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報の共有に関すること(第16条一項第二十一号) (8)保安規定の遵守に関すること(第16条一項第五号(1)) (9)原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告に関すること(第16条一項第十六号) (10)警報発生装置から発せられた警報内容の保存に関すること(第7条第一項(AP5(4)からの移動)) (11)作業手順書の遵守に関すること(第7条の四第一項) (12)運転上の制限を逸脱した場合の報告に関すること(第12条第九号) (13)外部から物品または役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項及びこれらが確実に守られるよう管理する方法を定めること(第7条の三の五第二号) (14)不適合に対する再発防止のために行う是正に関する措置に関する手順を確立して行うこと(根本原因分析手順を含む)(第7条の三の七第一号) (15)原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること(第16条一項第十二号) (16)原子炉施設の保守管理に関すること(第16条一項第十七号) (17)安全上重要な行為(起動・停止)に対する保安検査を先行実施に関すること(第16条の二第二項)(AP8(3)からの移動)</p>	<p>実施内容</p>	<p>(1)の対応 ○保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、いわゆるコンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 ①経営者等の上層部からのコメント ②コンプライアンスを実行するための仕組み ③コンプライアンスに係る所員への教育の実施 (2)の対応 ○保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 (3)の対応 ○原子炉施設の品質保証に関することの中で、以下について記載されていること。(11月30日に申請) ガイドラインを踏まえた根本原因分析の方法および根本原因分析を実施するための体制 (4)の対応 ○原子炉施設の保安の向上を図るため、統一した公開基準であるニューシアの登録基準(トラブル情報、保安品質情報に係る基準)に従い公表し、情報共有化ツールであるニューシアを活用し情報の共有化を図ることを規定する。 (5)の対応 ○原子炉主任技術者が保安の監督を十全に果たすことができるようにするため、発電所の保安組織から独立し、保安の監督を適切に行う上での必要な権限が明確にされていること。 (6)の対応 ○原子炉施設の保安活動で使用する文書について、承認を含めた管理の方法が明確に定められ、体系的なつながりが明確に示されていること。具体的な検討は(AP7(5)保安の措置のために講ずべき措置)で実施 (7)の対応 ○保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報が他の原子炉設置者と共有され、自らの原子炉施設の保安を向上させるための処置が示されていること。具体的な検討は(AP7(5)保安の措置のために講ずべき措置)で実施 (8)の対応 ○関係法令および保安規定の遵守を徹底する観点から、具体的な保安教育の内容が定められており、その見直し頻度等について定められていること。 (9)の対応 ○原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが明記されていること。 (10)の対応 ○警報発生装置から発せられた警報内容の保存に関することが明記されていること。(9月30日施行) ○保安検査室への端末機設置、エスコートフリーの常時受け入れ、運転データの監視、警報印字記録の監視が検討されていること。 (11)の対応 ○要領書、作業手順書その他保安に関する文書が定められ遵守することが明記されていること。 (12)の対応 ○運転上の制限を逸脱した場合直ちに経済産業大臣に報告することが明記されていること。(9月30日施行) (13)の対応 ○外部から物品または役務を調達する場合、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項及びこれらが確実に守られるよう管理する方法が定められていること。 (14)の対応 ○不適合に対する再発防止のために行う是正に関する措置に関する手順を確立して行う(根本原因分析手順を含む)方法が定められていること。(根本原因分析に関しては、(3)と合わせ11月30日に申請) (15)の対応 ○巡視および点検に関すること。巡視点検中に発見された事象については、ルールに従い対処することが定められていること。 (16)の対応 ○保守管理活動において、法令上手続きが必要な工事については、その手続きが確実に行われるルールが定められていること。 (17)の対応 ○安全上重要な行為(起動・停止)に対する保安検査が実施されること(2号機第14回定期検査における停止操作から)</p>

具体的な行動計画

実施事項	スケジュール(平成19年度)												平成20年度									進捗状況, 今後の予定	完了事項
	上期						下期						上期				下期						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月					
<p>保安規定の変更(省令改正/審査内規)</p> <p>(1)法令遵守のための体制に関すること</p> <p>(2)安全文化を醸成するための体制に関すること</p> <p>(3)事故等が発生した場合の原因を根本に遡って究明すること</p> <p>(4)公開可能な安全上重要な情報の発信に関すること</p> <p>(5)原子炉主任技術者の独立性に関すること</p> <p>(6)作業手順書等の保安規定上の位置付けに関すること</p> <p>(7)保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術 情報の共有に関すること</p> <p>(8)保安規定の遵守に関すること</p> <p>(9)原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告に関すること</p> <p>(10)警報発生装置から発せられた警報内容の保存に関すること(9月30日施行)</p> <p>(11)作業手順書の遵守に関すること</p> <p>(12)運転上の制限を逸脱した場合の報告に関すること(9月30日施行)</p> <p>(13)外部から物品または役務を調達する場合は, 実施計画に適切な調達の実施に必要な事項及びこれらが確実に守られるよう管理する方法を定めること</p> <p>(14)不適合に対する再発防止のために行う是正に関する措置に関する手順を確立して行うこと(根本原因分析手順を含む)</p> <p>(15)原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること</p> <p>(16)原子炉施設の保守管理に関すること</p> <p>(17)安全上重要な行為(起動・停止)に対する保安検査を先行実施に関すること</p>	<p>再発防止行動計画, 省令改正, 審査内規反映事項検討</p> <p>○省令改正, 審査内規および行政指導反映 ・AP8(1)(原子炉主任技術者の独立体制)で対応(5) ・AP8(2)-1(保安規定変更命令)で対応(9)</p> <p>○省令改正, 審査内規および再発防止反映 ・AP8(2)-2(保安規定の変更(省令改正/審査内規))で対応(1),(2),(3),(4),(8),(9),(10),(12),(14),(17) ・AP7(5)(保安の措置のために構すべき措置)で対応(6),(7),(11),(13)</p> <p>○審査内規および他社の水平展開 ・AP8(2)-2(保安規定の変更(省令改正/審査内規))で対応(15),(16)</p>												<p>保安規定改正</p> <p>・第1回ヒアリング(9/7)</p> <p>・第2回ヒアリング(9/19)</p> <p>・9/28 更認可申請</p> <p>QMS検討チーム(9/25)</p> <p>QMS検討会(9/25)</p> <p>保安委員会(9/25)</p> <p>○要領書類改正・制定</p> <p>保安運営委員会(〇)</p> <p>保安委員会(〇)</p> <p>品質保証委員会(〇)</p>	<p>保安規定改正</p> <p>①-1: 第1回ヒアリング議事</p> <p>①-2: 第2回ヒアリング議事</p> <p>①-3: QMS検討チーム資料</p> <p>①-4: QMS検討会資料</p> <p>①-5: 保安委員会資料</p>									

現在の状況	対策の検証方法及び検証結果	自己評価(終了時に記載)	備考(懸案事項他)
<p>保安規定の変更(省令改正/審査内規)</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月30日パブコメ終了 8月9日公布 9月28日変更認可申請 12月14日施行 	<p>(検証方法)</p> <p>省令改正または審査内規に対応した保安規定の改正, 関係要領書類の改正または新規制定がされていること。</p> <p>(1)保安規定変更申請(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 省令改正または審査内規の意図に沿った保安規定の改正が行われているかを保安院とのヒアリング等により確認する 保安規定改正内容が妥当であるか原子力発電保安運営委員会が審議する 保安規定の改正方針をQMS検討委員会で審議する <p>(2)要領書類改正または制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安運営委員会が審議する 要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安委員会が審議する 要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証運営委員会(本部・発電所)で審議する <p>(3)運用の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正または制定した要領類に準じた原子力発電所の運転管理がされていることを, 適宜原子炉主任技術者の意見を聞き確認する。 <p>(検証結果)</p>		

実施箇所：電源事業本部(原子力)

H19年9月末 現在

アクションプラン進捗管理表(AP8(3)検査制度の見直しに対する対応)

目的	原子力安全委員会決定を踏まえ、原子力安全・保安院の「検査の在り方に関する検討会」において提言された新たな検査制度の導入に向けた制度設計(保全計画の充実等)への対応を行う。	実施内容	検査制度の見直しに対する対応(平成20年4月変更認可申請) プラント毎の保守管理活動を保全計画の策定を通じて充実強化させ、検査もプラント毎の特性に応じたきめ細かい検査に移行するための、省令改正を受け、その意図することを検討の上保安規定に反映する。
要求事項	(1)保全計画記載要求事項に「プラント停止時の安全管理」を追加 (2)定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動の計画的実施を保全計画記載事項として要求 (3)プロセス確認型定期検査徹底のため、検査要領書を改正 (4)規格基準の透明性の向上		

具体的な行動計画

ー凡 例ー
 □:計画、▼:実績

実施事項	スケジュール(平成19年度)												平成20年度									進捗状況、今後の予定	完了事項
	上期						下期						上期					下期					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月					
検査制度の見直しに対する対応																							
① 保全計画記載要求事項に「プラント停止時の安全管理」を追加																							
② 定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動の計画的実施を保全計画記載事項として要求																							
③ プロセス確認型定期検査徹底のため、検査要領書を改正																							
④ 規格基準の透明性の向上																							

現在の状況	対策の検証方法及び検証結果	自己評価(終了時に記載)	備考(懸念事項他)
検査制度の見直しに対する対応 9月省令改正案提出予定	(検証方法) 省令改正または審査内規に対応した保安規定の改正、関係要領類の改正または新規制定がされていること。 (1)保安規定変更申請(案) ・省令改正または審査内規の意図に沿った保安規定の改正が行われているかを保安院とのヒアリング等により確認する。 ・保安規定改正内容が妥当であるか原子力発電保安運営委員会で審議する。 ・保安規定の改正方針をQMS検討委員会で審議する。 (2)要領書類改正または制定 ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安運営委員会で審議する。 ・要領書類改正または制定が運用できるものとなっているか原子力発電保安委員会で審議する。 ・要領書類改正または制定内容が品質保証上担保されるか品質保証運営委員会(本部・発電所)で審議する。 (3)運用の確認 ・改正または制定した要領類に準じた原子力発電所の保全活動が実施管理されていることを、適宜確認する。 (検証結果)		

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (A P 8 (4) 直近の定期検査における特別な検査への対応)

H 1 9 年 9 月 末 現在

目 的	直近の定期検査において、国（NISA, JNES）が実施する特別な検査を受検する。	実施内容	【特別な検査の実施概要】 1. 確認場所 ① 事業者検査において、同時に確認する場所が2箇所以上ある場合には、各々の箇所で検査官が立会検査を実施。（複数の確認場所が同時にある場合には、抜き取りで確認場所を選定。） 2. 検査前状態（条件）確認 ① 検査前の状態や原子炉停止中の安全装置の構成が検査要領書等に記載された状態であることを確認。 ② 検査前の状態や原子炉停止中の安全装置の構成について、処置方法が適切に定められていることの確認。 ○ 今後の検査にフィードバックすべき事項があれば改善し、安全性の向上につなげる。 ○ 安全確保に必要な設備、要領類のレビュー 運転操作要領書・定期点検要領書（当該設備を含む）等、安全確保に必要なものについてレビューし、必要に応じて保安委員会において評価を受ける。
要求事項	○ 国の要求事項に基づく特別な検査の受検 ・「特別な検査の実施について（平成19年5月8日原子力発電検査課）」 ・「定期検査における特別な検査の実施について（平成19年5月8日原子力発電検査課制定）」		

具体的な行動計画

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期		
直近の定期検査における特別な検査		5/8 2号機第14回定期検査			8/10											

安全確保に必要な設備、要領類のレビュー

2号機第14回定期検査（H19.8.10終了）において、国（NISA, JNES）による特別な検査が以下の観点で実施された。
 2号機第14回定期検査では、定期検査対象項目（クラスⅠ、Ⅱ）64項目および設備総点検のNISA評価で区分Ⅰとなった非常用DEG関連の定期事業者検査（クラスⅢ）3件が定期安全管理審査（追加実地審査）として特別な検査が実施され、いずれも指摘事項はなく適切に実施されたとの評価を受けた。

- 【同時に確認する場所が、2箇所以上ある場合について】
- 操作と同時に動作する機器等がある場合には、検査官は二手に分かれ確認する。なお、現場においては、複数箇所が同時に動作する場合には、抜き取りにより確認場所を選択する。
 - またこの場合、中央操作室の計器の指示値と現場の計器の指示値について比較し、同様の指示値であることを確認する。
- 【検査前状態（条件）の確認について】
- 検査要領書に基づく確認リストや作業依頼票により、弁の開閉の状態を中央操作室の制御盤と現場の機器の状態とを比較し確認する。
 - 制御盤のリフトやジャンパーが許可されたとおり実施されていることを確認する。
 - 不自然な計器等が設置（接続）されていないか確認（第2中操等を含む）する。なお設置が視認された場合には、その目的を確認する。

- 【検査前状態（条件）の確認について】（つづき）
- 弁やポンプ等については、動力電源が投入されていることを電源盤にて確認する。
 - 検査要領書等に基づく確認書類により、安全装置の構成（作動状況）を中央操作室の制御盤と現場の機器の状態とを比較し確認する。
 - 原子炉施設保安規定や原子炉プラント停止時の安全管理要領等により、設置者が実施した原子炉停止中の安全装置の構成（作動状況）が検査実施時のプラントの状態や停止時の安全管理事項に対して適切であることを確認する。
 - 総合負荷性能検査においては、制御盤等に不要な処置がなされていないことを確認するものとし、不要な処置がなされていないことが確認できた場合は添付資料の「特別な検査の実施概要」に「該当なし」と記載する。

- H19.5.7:METI「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」発出
- ① 保安規定変更命令
 - ② METI 対応の30項目行動計画策定

現在の状況	対策の検証方法及び検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
2号機第14回定期検査実績（受検検査数） NISA定期検査対象（クラスⅠ） 7/7件 JNES定期検査対象（クラスⅡ） 57/57件	（検証方法） — （検証結果） —	—	

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP8(5) 特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督への対応)

H19年9月末 現在

目的	島根原子力発電所に対する特別原子力施設監督官による特別な監査・監督		【保安検査の特別な監査・監督】 1. 特別原子力施設監督官による監査・監督 2. 保安検査期間を延長した特別な保安検査 ① 改正された保安規定の遵守状況確認 ② 定例試験（安全上重要な機器に係る試験、過去において不正が行なわれた試験等）への立会による機器等の健全性確認 ③ 再発防止対策の取組み状況確認
要求事項	○国の要求に基づく、19年度保安検査の受検 ▪ 特別原子力施設監督官による監査・監督への適切な対応 ▪ 保安検査期間を延長した特別な保安検査への適切な説明及び対応	実施内容	○保安検査結果のフォロー 1. 各回の保安検査結果監視事項等の処置計画表作成・提出 2. 同上処置計画の実施結果評価 ○今後の検査へのフィードバック 今後の検査にフィードバックすべき事項があれば改善し、安全性の向上につなげる。

具体的な行動計画

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
19年度保安検査受検 ・第1回～第4回の保安検査期間： 通常3週間→今年度4週間	4/27 特別原子力施設監督官発令 (METI) 9/12 保安規定第49次改正施行 5/7 30項目の具体的な行動計画策定 (METI) 7/31 保安規定変更申請 9/28 保安規定変更申請 6/5 6/29 第1回 9/3 9/28 第2回 第3回 第4回												○H19.5.7: METI「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」発出 ①保安規定変更命令（原子力関係）の行政処分 ②METI対応の30項目行動計画策定	
	【主な検査項目】 ①発電設備の総点検の結果に係る再発防止の対策の実施状況 ②2号機非常用炉心冷却系ストレーナ取替の実施状況 ③過去の違反事項に係る改善措置状況 ④マネジメントレビューの実施状況 ⑤定例試験の立会及び現場巡視【検査結果】 ・保安規定違反及び監視事項なし ・定例試験の立会及び現場巡視結果から軽微な改善事項の指摘		【主な検査項目】 ①発電設備の総点検の結果に係る再発防止の対策の実施状況 ②保安規定に基づく地震・火災等発生時の対応準備状況 ③2号機J/Pセンシングラインの振れ止め防止対策等の実施状況 ④変更命令により変更認可された保安規定の遵守状況 ⑤定例試験の立会及び現場巡視【検査結果】 ・保安規定違反及び監視事項なし ・定例試験の立会及び現場巡視結果から軽微な改善事項の指摘		○H19.5.7: 保安規定変更命令文書（大臣から社長宛） （H19.7.31までに申請） ○H19.7.31 保安規定変更申請（H19.8.21 一部補正申請） ○H19.8.31 保安規定認可（施行：H19.9.12） ○H19.9.28 保安規定変更申請									

現在の状況	対策の検証方法及び検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
○第1回保安検査フォローアップ ▪ 改善処置計画表：9/3 検査官へ提出	(検証方法) ――	――	
○第2回保安検査フォローアップ ▪ 改善処置計画表作成依頼：10/5（回答期限10/25）	(検証結果) ――		

実施箇所： 島根原子力発電所

アクションプラン進捗管理表 (AP8 (6) 制御棒引き抜け等の報告義務化)

H19年9月末 現在

目的	国からの行政処分に関する取組み	実施内容	1、省令改正（制御棒引き抜け等の報告）への対応 【設備面・運用面の対応】 2、CRD冷却水差圧「高」・「低」警報の分離。 3、CRD冷却水差圧「高」によるインターロックの追加。 4、HCU隔離手順の整備
要求事項	省令改正（制御棒引き抜け等の報告） 制御棒自然引き抜け防護対策		

実施項目	スケジュール（平成19年度）												平成20年度		備考		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期			
1、制御棒引き抜け等の事象について報告			▽ 6/15 省令改正 ▽ 当直長、連絡責任者への周知 故障・トラブル初動対応資料差替														・実用炉報告基準の運用に関し、6/15付で省令改正があり、想定外の制御棒引き抜け等の事象について報告が求められた。NISAから内規の通知があり、当直長、連絡責任者に周知し、各人に配布している故障・トラブル初動対応資料を差し替えた。
2、CRD冷却水差圧「高」・「低」警報の分離。					■ 2号機警報分離工事 ■ 手順改正検討 ▽ 7/20 手順改正施行												・2号機の警報分離の伴う操作手順の改正 7/20完了
3、CRD冷却水差圧「高」によるインターロックの追加。																	
4、HCU隔離手順の整備																	・HCU隔離手順の整備 5/2完了

現在の状況	対策の検証方法及び検証結果	自己評価（終了時に記載）	備考（懸案事項他）
・2号機については第4回定検においてCRD冷却水差圧「高」・「低」警報の分離完了。 1号機については、第27回定検において実施予定。 ・インターロックについては、内容検討中。 ・「3、HCU隔離手順の整備」は5/2完了。	【4、HCU隔離手順の整備】 （検証方法） (1)「HCU隔離手順」(案)を保安運営委員会にて審議 (2)2号機第14回定検にて当該手順に基づき隔離操作を実施し、CRがドリフトしないことを確認する （検証結果） (1)保安運営委員会にて審議(4/3, 4/25, 4/27了承) (2)2号機第14回定検でのHCU隔離時、当該手順により実施し、異常のないことを確認した。 【3、CRD冷却水差圧「高」・「低」警報の分離】 （検証方法）保安運営委員会にて審議 （検証結果）保安運営委員会にて審議・了承(7/19)		

